

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等 業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

明治 8 年に開校し、今年度、創立 149 周年を迎えた杉並区立杉並第一小学校は、長い歴史と伝統を持ち、地域の教育力を組織化した学校支援本部との協働による特色ある教育活動が全国的にも高く評価されている学校です。

一方で、昭和 32 年から順次鉄筋コンクリート造に建て替えられた既存校舎も、現在築 66 年を経過しつつあり、老朽化に伴う改築時期を迎えています。

これにあたり、近隣の総合病院とけやき屋敷の地権者と協定を締結し、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の一環として、周辺道路基盤整備等と合わせ、杉並第一小学校を総合病院跡地周辺地に移転改築する運びとなりました。

これまでの間、区は「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針」、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定し、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等の都市計画を決定し、土地区画整理事業の施行認可を取得して仮換地指定を行い、区民の意見を伺いながら丁寧に事業を進めてきました。

現在、総合病院の移転改築工事が進んでいることから、区も杉並第一小学校の移転改築設計を開始することとなり、杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会を立ち上げ、学校関係者、在校児童、地域住民の声を集約し、基本方針を検討し策定しました。

今後、これらの意見と基本方針が示す目指すべき学校像を具現化し、工期順守を確実に履行していくため、これからの時代にふさわしく、更には将来を見据えた小学校の整備について理解と知識があり、高度な技術力と豊富な経験を有する設計者の手で設計を行う必要があることから、本工事設計等業務について、プロポーザル方式（公募型）により選定します。

2. 用語の定義

(1) 応募者

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザルに参加を申し込む単一の事業法人

(2) 杉並第一小学校

杉並区立杉並第一小学校（所在地：杉並区阿佐谷北 1 丁目 5 番 2 7 号）

(3) 学童クラブ

阿佐谷学童クラブ（所在地：杉並区阿佐谷北 1 丁目 1 番 1 号 阿佐谷地域区民センター等複合施設 1 階 阿佐谷児童館内）

(4) 協力者（又は協力事業所）

応募者が本件業務の実施で業務の一部を再委託する設計事務所等

(5) 共同企業体

複数の個人又は法人で形成された法人格を有する単一の事業組織体

(6) 選定委員会

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託受託者候補者選定委員会

(7) 懇談会

杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会

(8) 要領

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）

(9) 同種及び同類

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校を「同種」とし、同法における同種以外の学校、又は美術館、博物館、図書館及び学習施設等教育施設を「同類」という。

3. 業務の概要

(1) 業務名

杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託

(2) 対象用地(杉並第一小学校併設1施設移転用地)

- ① 用地予定面積……約6,815㎡
- ② 住居表示予定地……杉並区阿佐谷北一丁目7番
- ③ 地番予定地……杉並区阿佐谷北一丁目909-1 他

(3) 業務内容

- ① 杉並第一小学校改築基本計画(令和6年9月)等に基づき、以下の業務を行う。
- ② 3-(2)対象用地への杉並第一小学校の老朽化移転改築(学童クラブを含む)における施設建設の基本設計及び実施設計とし、概要は別紙4「基本設計及び実施設計業務委託仕様書(案)」のとおり。
- ③ 上記①に合わせて行う歩道状空地、緑地等植栽、外構及び校庭等工事(以下、「環境整備工事」という。)の基本設計及び実施設計
- ④ 国及び都が定める各種補助事業の申請手続き等に係る資料作成。
- ⑤ 懇談会やあさがやまちづくりセッション(テーマ:杉一小)等、学校関係者及び地域住民との対話の場への参加と説明対応、子どもの声の聞き取り等に向けたワークショップ等の提案、参加、説明対応・協働、かかる資料等の作成と印刷。
- ⑥ 学校建設にかかる法、条例等に基づく各種説明会への参加と説明対応、かかる資料の作成と印刷。
- ⑦ 上下水道、ガス、電力、通信等、その他ライフラインに係る供給状況の調査と、必要となる事前協議、申請及び法令等に要する手続き等。
- ⑧ 別紙2の9改築のスケジュール(予定)に示す通り、移転改築先の解体撤去、土壌調査等が予定されているため、地盤調査、測量等については現在実施できていない。このため、上記外の委託業務として追加する可能性があるが、その際の経費等については、別途協議のうえ契約変更による追加にて契約する可能性がある。

(4) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年7月末日まで ただし、成果物の納期については、別途、区の指示によるものとする。

(5) 本業務事業費規模(提案できる上限額)

230,868千円(消費税含む)

4. 応募者（事業者）参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 東京都電子自治体共同運営サービスにおいて、当該業務「建築設計業務」における杉並区での入札参加資格を、要領公表時点で有していること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を継続して2年以上行っていること。
- (7) 本業務を担当する総括責任者が、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。
- (8) 就労規則等が書面にて整備されていること。（様式2-2で確認する）
- (9) 共同企業体ではないこと。
- (10) 本プロポーザルの他の応募者の協力者となっていないこと。
- (11) 過去20年間（平成16年9月1日から要領公表日の前日まで）で、新築又は改築における建物建設の設計業務が完了したもので、同種で5,000㎡以上の延床面積を有する実績を1件以上有すること。なお、複合施設の場合、面積算定は同種以外の施設を含めた合計とする。
- (12) 上記(11)は、応募者が共同企業体に参画、又は協力者となって得た実績は対象としない。
- (13) 本業務に従事する総括責任者は、次の何れかにおいて総括責任者、意匠担当主任技術者、主任技術者の何れかの立場での実績を有すること。なお、実績数は1件以上とし、過去に所属した他の一級建築士事務所での実績も対象とする。
 - ① 国又は地方公共団体が発注した上記(11)の公共建築物における、プロポーザル、コンペ、PFI等による設計業務受託の実績。
 - ② 国又は地方公共団体が総合評価により発注した上記(11)の公共建築物設計業務受託の実績。
 - ③ 国又は地方公共団体が入札により発注した上記(11)の公共建築物設計業務受託の実績。

5. 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は、以下のとおり。

内 容	日 程 等
要領の公表	令和6年9月10日（火）以降
現地見学会	実施しない
質問受付	令和6年9月20日（金）午後5時まで（必着）
質問回答	令和6年9月26日（木）以降
参加申込・ 企業実績及び実施体制等 審査資料 提出期限	令和6年10月7日（月）午後5時まで（必着） 提出場所：杉並区役所 東棟6階 学校整備課担当まで
一次審査 (書類審査)	令和6年10月28日（月）（予定） 審査結果は、全参加事業者に11月1日（金）までに発送する。
技術提案書等提出期限 ※提出は一次審査を 通過した応募者	令和6年11月28日（木）午後5時まで（必着） 提出場所：杉並区役所 東棟6階 学校整備課担当まで
二次審査 (プレゼンテーション ・ヒアリング審査)	令和6年12月15日（日）（予定）
受託者候補者 選定結果	受託者候補者選定の結果は、令和7年1月中（予定） に通知する。

※注意事項

- 提出書類の用紙は、本 PDF ファイルを印刷して手書き記入するか、様式見本に則して Word 等で作成した印刷物とする。
- 第一次審査以降の日程は、応募状況等に応じて変更となる場合があります。その場合、11月11日までに変更の日程について E-mail で通知する。
- 現地見学につきましては、既存の総合病院が運営中であるため、実施しない。

6. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

E-mail のみの受付。質問書（様式 9）に一問一答となるよう簡潔に質問内容を箇条書きし、E-mail にデータ添付して提出すること。なお、データ形式は Microsoft Office Word または PDF のみとする。

※ E-mail タイトル件名の文頭に【杉一小プロポ】と付記すること。

※ 1 度の E-mail 送信に添付するデータの容量は 3MB 以内とする。

(2) 受付先（送付先）

後述する「1 1 担当課（提出先及び問合せ先）」に同じ。

(3) 受付期限

令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 5 時まで（本区サーバ受信時間とする。）

(4) 回答方法

質問の回答は、令和 6 年 9 月 26 日（木）以降に杉並区公式ホームページで公開。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/proposal/1093881/index.html>

(5) 注意事項

E-mail を送付する際、本文には質問内容を記載せず、質問書（様式 9）及び質問書以外の補足、説明資料の全てについて、Microsoft Office Word の「文書の保護」もしくは PDF の「文書のセキュリティ」の「パスワードによるセキュリティ」で閲覧時に認証を求めるよう暗号化を行い提出し、パスワードは分けて送付すること。

質問は、必要であれば具体例を示すなど区が的確に質問内容を把握できるように心掛ける。また、質問は要求事項を提案者が実現するために必要な内容のみとする。ただし、仮に提案者が必要と判断した質問であっても、該当する資料の入手が困難なものや、区がセキュリティ上、公開することが望ましくないと判断した場合等は、質問に回答を行わない場合もある。

7. 参加申込書等の提出

(1) 提出書類及び部数は、別紙 3 の各提出書類一覧のとおり。

(2) 提出は、後述する「1 1 担当課（提出先及び問合せ先）」に直接持参すること。

(3) 提出期限

未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出とする。

① 参加申込・企業実績及び実施体制等

令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時 必着

② 技術提案書等

令和 6 年 11 月 28 日（木）午後 5 時 必着

※ 技術提案書等が未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず未提出とする。
なお、その場合でも一次審査結果については公表対象となる。

8. 受託者候補者の選定手順

本プロポーザルの審査は、応募者により提出された企業実績及び実施体制等資料、技術提案等資料を選定委員会で採点して行う。

審査は2段階方式とし、第一次審査で企業実績及び実施体制等資料について書類審査を実施し、上位5者程度を選定する。

第二次審査にあたっては、第一次審査を通過した応募者より追加提出された技術提案等資料について、プレゼンテーション・ヒアリングを含めた審査を行い、全審査内容を総合して最も高い評点を得た応募者を、受託者候補者として選定する。

なお、選定委員会は非公開とし、審査の結果、評点の6割を超える応募者が不在となった場合、受託者候補者は選定されない。

(1) 評価基準

① 企業実績及び実施体制等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
経営状況等	(ア) 業務遂行に適した経営状況であるか
社会的責任	(イ) 区の施策や社会課題、労働環境等への配慮が行われているか
業務実績 及び 業務遂行力	(ウ) 応募者の設計の実績が十分であるか
	(エ) ZEB化等における経験等が十分であるか
	(オ) 総括責任者等予定技術者の技術者資格及び実績が十分であるか
基本方針の 理解と意欲	(カ) 別紙1「杉並区立杉並第一小学校改築基本方針」の理解と意欲が十分で、実現に向けた方向性が適切であるか

※ 上記(ア)については、財務諸表のほか、直近で区が有する経営事項審査情報も参照し評価する。

② 技術提案等に対する評価基準

評価項目	評価の内容
技術提案等 に関する 評価	(ア) ビジョン1に対して優れた技術提案であり、実現性があるか
	(イ) ビジョン2に対して優れた技術提案であり、実現性があるか
	(ウ) ビジョン3に対して優れた技術提案であり、実現性があるか
	(エ) 課題への取組姿勢と改題解決に向けた提案内容、工事業務の工程と、手順の効率性と工期、LCC、省エネルギー等の考え方は適切かまた、設計見積額は適切か。
	(オ) 工費削減について適切かつ積極的な提案がなされているか
	(カ) 総合評価

(2) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企業実績及び実施体制等に対し、選定委員会で第一次審査を実施し、第一次審査配点合計の6割を超えて取得した事業者のうち、上位5者程度を第一次審査通過者として選定する。

② 第一次審査の結果

審査終了後、提案のあった全ての応募者に、令和6年11月1日（金）までにE-mailにて通知する。なお、第一次審査通過者に対しては、第二次審査の日程、実施方法、技術提案書等の提出期限等について、合わせて通知する。

③ 第二次審査（技術提案とプレゼンテーション・ヒアリング審査）

第一次審査通過者に対し、選定委員会が第二次審査を実施し、配点総合計の6割を超えて取得した事業者のうち、最上位の事業者を受託者候補者として選定する。

(3) 受託者候補者選定結果通知

令和7年1月まで（予定）に通知を発送する。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができる。

※ 応募状況等により変更となる場合がある。

9. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、既に提出された書面等は返却しない。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 参加資格を満たさなくなった場合。

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。特に、応募者（応募者予定者の関係者を含む）は、選定委員会の設置から選定の通知が来るまでの間、選定委員会委員及びこの募集に係る区職員（以下「選定委員等」という。）に対し、金銭・物品を贈与すること、接待すること等、自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触を禁止する。接触の事実が認められた場合は、失格となる。ただし、以下のような場合は含まれない。

① 要領に基づく区への質問及び書類の提出等

② 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為

③ 自らが構成員の一員となる団体（区との契約の相手方である等の利害関係がないものに限る。）と区が行う事業推進に関する意見交換会等の出席（当該団体が応募関係者である事業者等の利益のためにする行為を行う場合を除く。）

④ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席

- (4) 各文書類の提案が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合。

10. その他の留意事項

- (1) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 書類提出後の修正又は変更は一切認めない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 今回の執行体制（様式4及び7）に記載した配置予定の技術者は、事前予測ができない合理的な理由があると区が認めた場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出物以外の資料は、プレゼンテーション・ヒアリング審査時に使用することができない。
- (6) 技術提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。
- (7) 選定委員会の会議の要点記録を選定委員会終了後に公開する。また、合わせて、受託者候補者となった応募者は取得点を公表し、受託者候補者以外の応募者は、取得点が紐づかない範囲で、その内訳を一覧にして公表する。なお、応募者が二者の場合であっても、応募者名と取得点と内訳は公表するものとする。
- (8) 受託者候補者と契約内容の協議が整った後に、契約締結手続きを行う。ただし、受託者候補者が失格要件に該当することが判明した場合、或いは協議が不調となった場合は、次点者を受託者候補者として協議を行う。
- (9) 契約の締結にあっては、区指定の標準契約書を使用する。
- (10) 契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結する。また、仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定する。
- (11) 基本設計の作成段階においては、別紙「杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザルの別紙一覧と参考資料一覧」で指定する資料のうち、特に「基本方針」を反映させることを目途に、懇談会及びあさがやまちづくりセッション(テーマ：杉一小)等の協議に参画して設計を行うこととする。
- (12) 現地については、道路上等立ち入り可能な場所から確認をすることはできるが、院内敷地への立ち入り等は行えないので留意すること。
- (13) 提出された書類は、選定作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (14) 提出された技術提案書等に、他の文献等を引用した場合は、出典を明示すること。
- (15) 各項に記載された提出等の期限は、全て以下の「11担当課（提出先及び問合せ先）」に到着した時点を目指す。特にE-mailについては、アドレスのメールサーバへ到着した時点とする。

11. 担当課（提出先及び問合せ先）

杉並区教育委員会事務局 学校整備課 教育施設計画係 岡本、大川、宮澤
所在地：杉並区阿佐谷南1-15-1（東棟6階）
電話：03-3312-2111（内線1698）
E-mail：gakko-seibi@city.suginami.lg.jp

※メール件名先頭に【杉一小プロポ】と付記すること

杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託
 公募型プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

杉並区教育委員会事務局 学校整備・支援担当部長 宛

杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル
 について、参加の申込みをします。

所 在 地：

会 社 名：

代 表 者 氏 名： 印

一級建築士事務所

登 録 年 月 日： 年 月 日

登 録 番 号：(知事登録第 号)

記

1 担当者及び連絡先

所属・役職： 担当者氏名：

電 話 番 号： E - m a i l：

2 提出書類

提出書類	提出サイズ	提出部数	チェック欄
参加申込書（様式1）	A4	正本1部 副本12部	
応募者の概要調書（様式2-1、2） ※様式で指定する写し	A4		
応募者の業務実績（様式3-1～4） ※契約書表書きの写し	A4		
協の業力事業所務実績（様式3-5） ※契約書表書きの写し	A4		
総括責任者等主任技術者の業務実績 （様式4-1、2）	A4		※ただし、 様式に添付 する証明書 類は3部
総括責任者の提案に係る業務実績 （様式4-3）	A4		
改築基本方針の理解と意欲（様式5）	A4		
会社概要及び会社沿革、会社組織図	任意		
直近の決算に係る財務諸表	任意	正本1部 副本2部	
上記電子データ		CD-ROM2式	

※ 副本は、添付した表紙を除き、応募者、協力者が特定できるような名称、ロゴマーク等
 は非表記とする

受 付 日	整理番号
年 月 日	

※ 事務局記入欄

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
 応募者概要調書

会社名			設立年月日		
自己資本金 (千円)			登録番号		
分野	資格		人数(人)	小計(人)	合計(人)
建築	意匠	一級建築士、技術士			
		二級建築士			
		その他(技術者)			
	構造	構造設計一級建築士			
		一級建築士、技術士			
		二級建築士			
		その他(技術者)			
	積算	一級建築士			
		二級建築士			
		その他			
電気設備	設備設計一級建築士、 建築設備士、技術士				
	一級電気工事施工管理技士、 電気主任技術者				
	二級電気工事施工管理技士、 建築設備検査資格者				
	消防設備士、その他				
機械設備	設備設計一級建築士、 建築設備士、技術士				
	一級管工事施工管理技士				
	二級管工事施工管理技士、 建築設備検査資格者				
	消防設備士、その他				

注意事項

- ① 「登録番号」欄は、東京都電子自治体共同運営サービスの登録番号を記入する。
- ② 計上対象は、応募者が雇用保険加入を行っている職員とする。
- ③ 複数の資格を有する職員については、それぞれの資格の保有者として計上すること。
- ④ 人数は、令和 6 年 4 月 1 日時点の実数を記入すること。
- ⑤ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料を提出する場合、該当欄人数を計上してよい。
- ⑥ 協力者は含めない。

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
 応募者概要調書 (社会的責任等)

会社名等			
分類		実績及び有無	備考
就業規則の整備	(ア)就業規則等の表紙		写しのみ提出
	(イ)育児休業		※1:育児休業取得率を記載
	(ウ)介護休業・介護休暇		写しのみ提出
	(エ)産前・産後休業		
	(オ)生理休暇		※1:女性労働者のうち請求した割合を記載
(カ)男女雇用比率(雇用機会の均等)		:	比率は小数点以下四捨五入を記載
(キ)管理職及び役員の男女比率		:	
認証取得	(ク)働きがいのある職場環境等の認証	有・無	
	(ケ)プライバシーマークの取得	有・無	
	(コ)ISO27001の取得	有・無	
	(サ)ISO9000シリーズの取得	有・無	
	(シ)ISO14001の取得	有・無	
	(ス)エコアクション21の取得	有・無	

注意事項

- ① 応募者が複数の事業所を有し、本様式の記載事項の内容が事業所ごとに異なる場合は、本業務を担当する事業所の内容で作成するものとし、「会社名等」欄には当該事業所名までを記入すること。
- ② 令和6年4月1日時点の内容・実績をもとに記入すること。
- ③ 「就業規則の整備」欄に表記されている資料については、応募者が社内にて定める就業規則等書面の当該ページの写しを別紙添付して提出するものとし、その際、応募者の社名等の記載がある場合は、墨消しして提出する。
- ④ 上記③について、記載事項が複数箇所、又は2頁を超える場合、就業規則等で最初に記載されている2頁までの写しを添付するものとする。
- ⑤ 備考欄※1は、取得割合を確認できる文書がある場合は、写しを添付する。
- ⑥ (カ)は、直近の雇用均等報告書等の写しの当該頁部分を提出する。
- ⑦ 「記載頁等」欄に「有・無」のある項目は、何れかを○で囲い、証明できる写しを添付すること。
- ⑧ (ク)の例としては、働くママ・パパ応援企業、健康経営優良法人、エルゴノミクス認証等、これに類似するものが該当する。
- ⑨ 協力者は含めない。

応募者の同種の業務実績						
(過去20年間における同種(要領P2参照)の設計業務の実績を計15件まで記入)						
	業務名	発注者	選定形態	施設の概要		業務完了年月
				用途	構造・延床面積	
例	並杉小中一貫校改築工事設計等業務	杉並区	総合評価	小学校、学童及び中学校	RC - 3 / 1 15,000 m ²	2010.10
1					m ²	
2					m ²	
3					m ²	
4					m ²	
5					m ²	
6					m ²	
7					m ²	
8					m ²	
9					m ²	
10					m ²	
11					m ²	
12					m ²	
13					m ²	
14					m ²	
15					m ²	

備考

- 最低1件は延床面積5,000 m²以上を記載し、以降は未滿を記入しても差し支えない。
- 公立小学校を含む実績を優先し、業務完了年月日が新しく、面積の大きい実績を優先して選択し、順に15件まで選んで記入する。なお、実績を証するため、契約書(件名、契約者(押印含む)が記載されていること。)の写しを添付する。
- 「業務名」欄は、原則、契約件名を記入し、官公庁実績については「発注者」欄に省庁・自治体が判るよう記入すること。
- 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注(契約は別個)した場合も1件とすること。なお、この場合「業務名」に一括又は連続して受注したことが判別できるよう記載すること。(例: 契約名を双方記載、(基本・実施一括)と付記)
- 「選定形態」欄は、プロポーザル(簡易含む)、設計競技方式(コンペ)、PFI、特命随意契約方式、総合評価落札方式、価格競争方式(競争入札)等を記入する。
- 「構造」については、構造種別 - 地上階数/地下階数を記入する。
(例: RC造・地上3階/地下1階 → RC - 3 / 1)

応募者の同類の業務実績						
(過去20年間における同類(要領P2参照)の設計業務の実績を計15件まで記入)						
	業務名	発注者	選定形態	施設の概要		業務完了年月
				用途	構造・延床面積	
例	並杉美術館複合施設新築工事設計等業務	株式会社並杉コーポレーション	指名入札	美術館、ラーニングセンター、保育園	RC - 2 / 1 7,510 m ²	2015.01
1					m ²	
2					m ²	
3					m ²	
4					m ²	
5					m ²	
6					m ²	
7					m ²	
8					m ²	
9					m ²	
10					m ²	
11					m ²	
12					m ²	
13					m ²	
14					m ²	
15					m ²	
備 考						
<p>1 延床面積5,000 m²未満を記入しても差し支えない。また、同類のうち、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する施設を優先し、業務完了年月日が新しく、面積の大きい実績を優先して選択し、順に15件まで選んで記入する。なお、実績を証するため、契約書(件名、契約者(押印含む)が記載されていること。)の写しを添付する。</p> <p>2 「業務名」欄は、原則、契約件名を記入し、官公庁実績については「発注者」欄に省庁・自治体が判るよう記入すること。</p> <p>3 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注(契約は別個)した場合も1件とすること。なお、この場合「業務名」に一括又は連続して受注したことが判別できるよう記載すること。(例:契約名を双方記載、(基本・実施一括)と付記)</p> <p>4 「選定形態」欄は、プロポーザル(簡易含む)、設計競技方式(コンペ)、PFI、特命随意契約方式、総合評価落札方式、価格競争方式(競争入札)等を記入する。</p> <p>5 「構造」については、構造種別-地上階数/地下階数を記入する。 (例:RC造・地上3階/地下1階 → RC-3/1)</p>						

応募者の学童の業務実績						
(過去20年間における学童施設の設計業務の実績を計10件まで記入)						
	業務名	発注者	選定形態	施設の概要		業務完了年月
				用途	構造・延床面積	
例	並杉小中一貫校改築工事設計等業務	杉並区	総合評価	小学校、学童及び中学校	RC - 3 / 1 300 m ²	2010.10
1					m ²	
2					m ²	
3					m ²	
4					m ²	
5					m ²	
6					m ²	
7					m ²	
8					m ²	
9					m ²	
10					m ²	

備考

- 学童施設（放課後児童クラブ等）の規模の大小は問わず、複合施設内の一部でも対象とするが、「延床面積」部分には学童施設のみを抽出して記載する。この際、廊下や便所等共有部が抜き出し困難な場合は、占有運用する当該育成室(他と共用する多目的室等は含まない)の面積のみ記載する。なお、契約書(件名、契約者(押印含む)が記載されていること。)の写しを添付する。
- 業務完了年月日が新しく、面積の大きい実績を優先し、順に10件まで選んで記入する。
- 「業務名」欄は、原則、契約件名を記入し、官公庁実績については「発注者」欄に省庁・自治体が判るよう記入すること。
- 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注（契約は別個）した場合も1件とすること。なお、この場合「業務名」に一括又は連続して受注したことが判別できるよう記載すること。（例：契約名を双方記載、（基本・実施一括）と付記）
- 「選定形態」欄は、プロポーザル(簡易含む)、設計競技方式(コンペ)、PFI、特命随意契約方式、総合評価落札方式、価格競争方式(競争入札)等を記入する。
- 「構造」については、学童施設が設置されている棟全体の構造種別 - 地上階数/地下階数を記入する。
(例：RC造・地上3階/地下1階 → RC - 3 / 1)

応募者のZEB化における業務実績

ZEB化を伴う新改築及び改修等設計業務、又は実現可能性の調査業務の実績を10件まで記入

	業務名(施設名)	発注者	規模とZEBの概要			業務完了年月
			ZEB等	適用支援・補助金制度	構造・延床面積	
例	並杉スポーツクラブ温水プール新築工事設計等業務(並杉温水プール)	株式会社並杉コーポレーション	Ready 済	環境省「レジリエンス強化型ZEB実証事業」	種・類・ <input checked="" type="radio"/> 他 RC-2/1 3,710 m ²	2026. 01
1					種・類・他 m ²	
2					種・類・他 m ²	
3					種・類・他 m ²	
4					種・類・他 m ²	
5					種・類・他 m ²	
6					種・類・他 m ²	
7					種・類・他 m ²	
8					種・類・他 m ²	
9					種・類・他 m ²	
10					種・類・他 m ²	

備考

- 1 本様式は、ZEB対応を計画して受注しているが、業務未完了のものや、ZEB認証手続きが未了であったり、計画したが最終的に認証が得られなかった案件も含めて記入できる。なお、契約書(件名、契約者(押印含む)が記載されていること。)の写しを添付する。
- 2 同種を含む施設、かつZEBランクが高く認証済の案件で、面積の大きい実績を優先し、順に10件まで選んで記入すること。
- 3 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注(契約は別個)した場合も1件とすること。なお、この場合「業務名」に一括又は連続して受注したことが判別できるよう記載すること。(例:契約名を双方記載、(基本・実施一括)と付記)
- 4 「ZEB」欄は、認証ランクを記載し、計画中[計画]、認証済[済]、最終的に未認証[未証]と付記する。
- 5 「構造」については、構造種別-地上階数/地下階数を記入する。なお、同じ欄内で、施設が同種、同類、その他の何れに該当するかを「種・類・他」を○で囲んで示すこと。
(例:RC造・地上3階/地下1階 → RC-3/1)

協力事業所の業務実績

様式4-1、4-2に記載する主任技術者が、協力事業所に所属する場合に記入。「業務実績」は様式3-1～4に鑑みて、最も推奨できる実績を1つずつ記載すること。

事務所名		
所在地		
代表者氏名		
業務実績	同種	
	同類	
	ZEB	
	学童	
協力を受ける内容		

事務所名		
所在地		
代表者氏名		
業務実績	同種	
	同類	
	ZEB	
	学童	
協力を受ける内容		

事務所名		
所在地		
代表者氏名		
業務実績	同種	
	同類	
	ZEB	
	学童	
協力を受ける内容		

総括責任者、意匠・構造担当の業務実績（様式4-1）

総括責任者、意匠・構造担当技術者の業務実績						
(同種、同類、その他の順に、過去20年間の業務実績をそれぞれ4件以内で記入)						
分担氏名 年齢	実績経験年数 資格(登録番号)	業務実績				主な業務内容
		施設名称	構造・延床面積	業務完了年月	立場	
総括責任者 氏名 年齢 歳	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月		
		2 (-) P 総入	m ²	年月		
	資格 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月		
		4 (-) P 総入	m ²	年月		
意匠担当 主任技術者 氏名 年齢 歳	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月		
		2 (-) P 総入	m ²	年月		
	資格 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月		
		4 (-) P 総入	m ²	年月		
構造担当 主任技術者 氏名 年齢 歳	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月		
		2 (-) P 総入	m ²	年月		
	資格 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月		
		4 (-) P 総入	m ²	年月		

備考

- 「施設名称」欄は、官公庁実績については省庁・自治体が判るよう記入し、(-)のハイフン左手に「同種」は「種」、「同類」は「類」、「その他」は「他」と記入し、様式3に該当するものがある場合は、右手に該当番号を記入し、ZEB化も該当する場合は「種Z」のように、左手に「Z」を付記すること。また、4-(14)-①に該当するものは「P」、同②は「総」、同③は「入」を丸で囲むこと。
- 立場とは、その業務における役割分担を言い、総括責任者（総括）、〇〇担当主任技術者（〇〇主任）、〇〇担当技術者（〇〇担当）の別を記入する。
- 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、氏名欄に所属事務所名を【】で囲み併記する。
- 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注（契約は別個）した場合も1件とする。なお、この場合「主な業務内容」に判別できるよう記載すること。
- 「構造」は、構造種別 - 地上階数/地下階数を記入する。
(例：RC造・地上3階/地下1階 → RC - 3/1)

※ 「同種」及び「同類」の定義は、P2のとおり。

機械・電気設備及び積算担当の業務実績（様式4-2）

機械設備・電気設備・積算担当の業務実績							
(同種、同類、その他の順に、過去20年間の業務実績をそれぞれ4件以内で記入)							
分担氏名 年齢	実績経験年数 資格(登録番号)	業務実績				主な業務内容	
		施設名称	構造・延床面積	業務完了年月	立場		
機械設備担当 主任技術者 氏名	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月			
		2 (-) P 総入	m ²	年月			
	資格 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			
年齢 歳	その他 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			
	電気設備担当 主任技術者 氏名	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月		
			2 (-) P 総入	m ²	年月		
資格 ()		3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			
年齢 歳	その他 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			
	積算担当 主任技術者 氏名	経験年数 年	1 (-) P 総入	m ²	年月		
			2 (-) P 総入	m ²	年月		
資格 ()		3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			
年齢 歳	その他 ()	3 (-) P 総入	m ²	年月			
		4 (-) P 総入	m ²	年月			

備考

- 「施設名称」欄は、官公庁実績については省庁・自治体が判るよう記入し、(-)のハイフン左手に「同種」は「種」、「同類」は「類」、「その他」は「他」と記入し、様式3に該当するものがある場合は、右手に該当番号を記入し、ZEB化も該当する場合は「種Z」のように、左手に「Z」を付記すること。また、4-(14)-①に該当するものは「P」、同②は「総」、同③は「入」を丸で囲むこと。
- 立場とは、その業務における役割分担を言い、総括責任者（総括）、〇〇担当主任技術者（〇〇主任）、〇〇担当技術者（〇〇担当）の別を記入する。
- 主任技術者が協力事務所に所属する場合は、氏名欄に所属事務所名を【】で囲み併記する。
- 基本設計及び実施設計の何れであっても1件として記載する。ただし、1施設において基本設計と実施設計を一括した場合や、連続して受注（契約は別個）した場合も1件とする。なお、この場合「主な業務内容」に判別できるよう記載すること。
- 「構造」は、構造種別 - 地上階数/地下階数を記入する。
(例：RC造・地上3階/地下1階 → RC - 3 / 1)

※ 「同種」及び「同類」の定義は、P2のとおり。

総括責任者の提案に係る業務実績

1. 総括責任者の実績に掲げた業務の写真、パース、図等を用いて設計コンセプトについて簡潔に記入。
2. 様式4-1に記入した総括責任者の業務実績から代表作品1施設について記載する。
3. 実績番号欄を設け、様式4-1に記入した業務実績の施設名称欄の番号のみを記入すること。
4. 施設名は記載しないこと。
5. A4用紙片面1枚以内とする。

1. 改築基本方針について

別紙1「杉並区立杉並第一小学校改築基本方針」の内容について、今後、技術提案書を提出するにあたり、基本方針をどのように理解し、ビジョンや目標等について、どのような提案をしていくのか、その概要を記載する。

2. その他

- ① 学童クラブについても記載すること。
- ② 作成に当たっては、別紙「杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザルの別紙一覧と参考資料一覧」に提示する資料類を活用するとともに、国及び東京都が公開する資料を活用しても差し支えない。
- ③ 一次選考を通過後に提出する技術提案書と齟齬がないように作成すること。
- ④ A4用紙片面3枚程度にまとめること。

杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザル技術提案書

令和 年 月 日

杉並区教育委員会事務局 学校整備・支援担当部長 宛

杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託の技術提案書を提出します。

所在地：

会社名：

代表者氏名：

印

記

1 担当者及び連絡先

所属・役職：

担当者氏名：

電話番号：

E-mail：

2 提出書類

- ※ 各様式を1冊に纏める場合は、通しのページ番号を紙面下中央に付番すること。
- ※ 各様式をバインダー等で綴る場合は、各様式の区切りでインデックス見出しを貼付すること。

提出書類	提出サイズ等	提出部数	チェック欄
技術提案書（様式6）	A4	正本1部 副本12部	
業務の実施方針・手順、工費削減の取組 （様式7-1～2）	A4		
ビジョン1～3に対する提案と実績 （様式8-1～3）	A3		
本業務における見積書 （積算内訳書含む）	任意		
上記電子データ		CD-ROM2式	

- ※ 副本は、添付した表紙を除き、応募者、協力者が特定できるような名称、ロゴマーク等は非表記とする

受付日	整理番号
年 月 日	

※ 事務局記入

1. 本業務の取組体制と担当チームの特徴、重視する業務上の配慮事項を記載する。
2. 次について、様式3及び4の業務実績に照らして提案する考え方を記載する。
 - ① 工事業務の工程、手順の効率性と工期
 - ② LCC（ライフサイクルコスト）等について
3. 実施に際しての課題認識と、その取り組みについて現状認識と提案を記載する。
4. 子どもの声、地域の声等の聞き取りに向けたワークショップ等の提案や実績について記載する。
5. 特に重視する設計上の配慮事項（様式8に係る内容を除く）を記載する。
6. A4用紙片面2枚以内とする。

1. 本業務の履行に当たり、工費削減に対する取り組みについて提案する。
2. 応募者の工費削減に対する実績について記載する。
3. 担当チームの工費削減に対する実績について記載する。
4. 様式8に係る内容に影響を与えずに工費削減を実現するための工夫について提案する。
5. A4用紙片面2枚程度とする。

1. 技術提案について

- ① 別紙1「杉並第一小学校改築基本方針」のビジョン1の具体化に向けた提案を記載すること。
- ② 文章での表現のほか、提案内容等について図、表、イメージ図等を使用して簡潔に記載すること。具体的な設計図、模型（模型写真含む。）は使用しないものとするが、材質や構造の詳細が限定できない程度の構想図やイメージ図等の使用であれば支障はない。
- ③ 実績の記入にあたり、容易に応募者が特定できる写真等の掲載は行わないよう留意すること。
- ④ A3用紙片面2枚以内とする。

2. ビジョン1

- ① 土台となる各目標と、その取組についても同様に提案すること。
- ② 在学児童のアンケート結果が大きく反映されているため、杉並第一小学校在校生アンケート集計結果及びアンケート一覧を参照し、具体化すべき学校像の実現に向けた提案を行う。

3. その他

- ① 別紙2「杉並区立杉並第一小学校改築基本計画」の7. 改築基本方針と整備の要点についても、様式8の該当するビジョンにおいて提案を記載すること。
- ② 木質化にかかる提案は本様式に記載する。
- ③ 本様式には、ビジョン1、2、3を総括した提案も取りまとめて記載する。

1. 技術提案について

- ① 別紙1「杉並第一小学校改築基本方針」のビジョン2の具体化に向けた提案を記載すること。
- ② 文章での表現のほか、提案内容等について図、表、イメージ図等を使用して簡潔に記載すること。具体的な設計図、模型（模型写真含む。）は使用しないものとするが、材質や構造の詳細が指定されない程度の構想図やイメージ図等の使用であれば支障はない。
- ③ 実績の記入にあたり、容易に応募者が特定できる写真等の掲載は行わないよう留意すること。
- ④ A3用紙片面1枚以内とする。

2. ビジョン2

- ① 土台となる各目標と、その取組についても同様に提案すること。
- ② 学校関係者や地域の声が大きく反映されているため、懇談会の資料等も併せて参照し、具体化すべき学校像の実現に向けた提案を行う。

3. その他

別紙2「杉並区立杉並第一小学校改築基本計画」の7. 改築基本方針と整備の要点についても、様式8の該当するビジョンにおいて提案を記載すること。

なお、ZEBにかかる提案は本様式に記載する。

1. 技術提案について

- ① 別紙1「杉並第一小学校改築基本方針」のビジョン3の具体化に向けた提案を記載すること。
- ② 文章での表現のほか、提案内容等について図、表、イメージ図等を使用して簡潔に記載すること。具体的な設計図、模型（模型写真含む。）は使用しないものとするが、材質や構造の詳細が指定されない程度の構想図やイメージ図等の使用であれば支障はない。
- ③ 実績の記入にあたり、容易に応募者が特定できる写真等の掲載は行わないよう留意すること。
- ④ A3用紙片面1枚以内とする。

2. ビジョン3

- ① 土台となる各目標と、その取組についても同様に提案すること。
- ② 学校関係者や地域の声が大きく反映されているため、懇談会の資料等も併せて参照し、具体化すべき学校像の実現に向けた提案を行う。

3. その他

別紙2「杉並区立杉並第一小学校改築基本計画」の7. 改築基本方針と整備の要点についても、様式8の該当するビジョンにおいて提案を記載すること。

令和 年 月 日

杉並区教育委員会事務局 学校整備・支援担当部長 宛

（参加申込者）所在地：
会 社 名：
代 表 者 氏 名：
（連絡担当者）所属・役職：
担 当 者 氏 名：
電 話 番 号：
E - m a i l :

質 問 書

「杉並区立杉並第一小学校併設1施設移転改築工事設計等業務委託」の内容について、以下の項目を質問します。

NO.	質 問 内 容

※ 質問書は、令和6年9月20日（金）午後5時までに、E-mailで提出すること。

（注）

- 1 質問がない場合は、質問書の提出は不要。
- 2 記載欄が不足する場合は、任意の用紙（A4版）を使用し、左側に番号を連番で記載し、提出すること。

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザルの別紙一覧と参考資料一覧

1. 別紙一覧

No	内 容	備 考
①	杉並区立杉並第一小学校改築基本方針	裏面：基本計画（概要版）
②	杉並区立杉並第一小学校改築基本計画	
③	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル企業実績及び実施体制等における提出物一覧表	様式集
④	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル 提出物一覧表	様式集
⑤	基本設計及び実施設計業務委託仕様書（案）	

2. 参考資料一覧

No	内 容	備 考
①	懇談会資料、会議録及びアンケート等結果	「参考資料」付記の資料は、別途名称から検索します。
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/1026695/sugiichi/1094174.html	
②	杉並区立学校施設整備計画	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/keikaku/1026892.html	
③	杉並区エコスクール事業検討委員会報告（令和 6 年 3 月）	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/1026695/1007750.html	
④	杉並区教育ビジョン 2022	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/keikaku/1007804.html	
⑤	杉並区教育ビジョン 2022 推進計画	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/keikaku/1007805.html	
⑥	施設白書 2018	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/saihen/1040228.html	
⑦	杉並区総合計画（令和 6～12 年度）杉並区実行計画（令和 6～8 年度）	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/sougou/index.html	
⑧	杉並区立施設マネジメント計画・杉並区立施設再編整備計画	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon1/1013498.html	
⑨	杉並区地球温暖化対策実行計画	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/seisaku/gyousei/bumon5/1089949.html	
⑩	阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業施行協定書	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/1085242.html	

No	内 容	備 考
⑪	阿佐ヶ谷駅周辺地域に関する取り組み <ul style="list-style-type: none"> ・あさがやまちづくりセッション ・阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくりを振り返る会・区長メッセージ等 ・まちづくり計画、地区計画 ・土地区画整理事業 	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/index.html	
⑫	阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり（平成 29 年～）	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/kusei/toshiseibi/machi/1037301.html	
⑬	阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針	
	https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/1017586.html	
⑭	区条例及び要綱 <ul style="list-style-type: none"> ・杉並区プロポーザル選定委員会条例（令和 26 年条例第 4 号） ・杉並区契約事務規則（昭和 39 年規則第 19 号） ・杉並区委託事業プロポーザル実施取扱要綱（令和 21 年 3 月 26 日） 	条例、要綱については、リンクの杉並区例規集・要綱集から参照します。
	https://en5-jg.d1-law.com/cgi-bin/suginami/startup.cgi	
⑮	都市計画情報、ハザードマップ等防災情報	GIS「すぎナビ」から参照します。
	https://www2.wagmap.jp/suginami/Portal	
⑯	学校要覧、街区点、子どもの声アンケート等資料	
	容量があるため、参加申込書を提出し受領した際に応募者にCDにて貸与	

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザル企業実績及び実施体制等における提出物一覧表

各 紙正本 1 部 紙副本 1 2 部 データ CD 2 式

令和 6 年 1 0 月 7 日 (月) 午後 5 時までに提出

No.	企業実績及び実施体制等	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル参加申込書 (様式 1)		
2	応募者概要調書 (様式 2 - 1、2) ※様式で指定する写し		
3	応募者の業務実績 (様式 3 - 1 ~ 4) ※契約書表書きの写し		
4	協力事業所の業務実績 (様式 3 - 5) ※契約書表書きの写し		
5	総括責任者、主任技術者等の業務実績 (様式 4 - 1 ~ 2)		
6	総括責任者の提案に係る業務実績 (様式 4 - 3)		
7	改築基本方針の理解と意欲 (様式 5)		
8	会社概要及び会社沿革、会社組織図		

注意事項

- ① 提出書類は、正本 1 部と副本 1 2 部をそれぞれ製本 (ファイル等で綴じる) して提出すること。
- ② 写しの添付は 3 部。
- ③ 副本については、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ④ 提出書類は、通しのページ番号を付けること。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載すること。
- ⑥ データ CD については、当該全提出書類の PDF データを記録し、CD 1 枚に収め、複製と合わせて提出すること。なお、各様式単位で 1 ファイルとし、押印を要するものは、押印したものをスキャニングして提出すること。

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザル技術提案等における提出物一覧表

各 紙正本 1 部 紙副本 1 2 部 データ CD 2 式

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木) 午後 5 時までに提出

No.	技術提案等	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル技術提案書 (様式 6)		
2	業務の実施方針・手順 (様式 7 - 1 ~ 2) 工費削減の取組		
3	改築基本方針ビジョン 1 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 1)		
4	改築基本方針ビジョン 2 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 2)		
5	改築基本方針ビジョン 3 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 3)		
6	本業務における見積書 (積算内訳書含む)		

注意事項

- ① 提出書類は、正本 1 部と副本 1 2 部をそれぞれ製本 (ファイル等で綴じる) して提出すること。
- ② 写しの添付は 3 部。
- ③ 副本については、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ④ 提出書類は、通しのページ番号を付けること。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載すること。
- ⑥ データ CD については、当該全提出書類の PDF データを記録し、CD 1 枚に収め、複製と合わせて提出すること。なお、各様式単位で 1 ファイルとし、押印を要するものは、押印したものをスキャニングして提出すること。

子どもたちが輝き、地域とともに学びを創造する オンリー1があふれる学びのプラットフォーム 杉一小

ビジョン2

災害に強く、防災の要となり、持続可能な自然環境に配慮した施設とする。

目標5

自然災害に備えた堅牢で安全な場を確保し、防災拠点としての機能が十分に発揮される施設とする。

取組

- ・子どもたちと地域の防災教育と意識向上に活かせる施設とする。
- ・発災時に迅速かつ安全に避難できる施設とする。
- ・防災井戸やマンホールトイレを備える等、震災救援所として必要な整備をする。
- ・浸水被害を抑止し、防災拠点として、地域との連携が速やかに行える施設とする。
- ・校内に必要な備蓄品を確保する。

目標6

自然に配慮し、周辺地域と調和した、環境にやさしい施設と設備とする。

取組

- ・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化やエコスクール等に対応し、環境教育にも配慮した施設とする。
- ・景観と調和し、花と緑を楽しめる空間を整備する。
- ・自然環境との調和に配慮し、武蔵野の屋敷林の面影が残る、自然教育に適した場を創出する。
- ・周辺地域の住環境に配慮した施設とする。

ビジョン1

豊かな教育環境を目指し、子どもたち一人ひとりが輝ける、安全で安心な学び舎をつくる。

目標1

子どもたちが自ら考え判断する力を伸ばし、進んで学び、充実して過ごすことができる学習環境を整備する。

取組

- ・全ての子どもたちが学び合い、可能性を引き出す個別最適、協働的な学びとなる多様な学びのスタイルに適應できる施設とする。
- ・学校図書館や理科室等の特別教室を、子どもたちの好奇心を刺激する造りにする。
- ・ICT教育環境の充実と、円滑な授業運営に対応できる基盤を整備する。

目標2

自他を尊重し、あたたかく人間性豊かで、多様な体験を子どもたちに提供できる教育環境を整備する。

取組

- ・学年を超えた交流ができ、地域の力を活かした杉一小らしい、学びと憩いの空間を設ける。
- ・光、風、緑を感じ、木の温かみが実感できる造りとする。
- ・多文化共生とユニバーサルデザインに配慮した施設とする。
- ・命の尊さを伝え、自然観察にも繋がる動植物と触れ合える場を拡充する。
- ・歴史と伝統に相応しい、杉一小の顔となる場を設ける。

目標3

子どもたちが明るく活発に、のびのびと心と体の健康づくりに主体的に取り組めるような活動の場を整備する。

取組

- ・防塵機能を備えた、広く良好な環境の校庭整備を行うなど、子どもたちがのびのびと運動し、羽を伸ばせる空間を設ける。
- ・ジュニアバンド等の活発な音楽活動や資機材の運用にも耐えうる、防音に対応した十分なスペースを設ける。
- ・思い切り体を動かして利用できる遊具を充実させる。
- ・更衣室やロッカー等、子どもたちの自立につながる空間や環境を整備する。

目標4

安全に配慮し、高いセキュリティを備え、子どもたちや教職員が安心して快適に過ごせる環境を整備する。

取組

- ・子どもたちを守る防犯カメラ等の安全設備を設け、充実したセキュリティを備える。
- ・諸室の配置や造り、収納スペースの充実、教職員の働きやすさも考慮する。
- ・冷水機や簡易に腰掛けられる場所等を要所に設けるとともに、リラクセスできる環境を整備する。
- ・緑豊かで安心して通れる歩行者空間を整備する。

ビジョン3

世代を超えて多様な区民が出会い、自発的で協働的な関係が広がる学びを創造できる場にする。

目標7

地域と共に歩んできた伝統と特色を継承し、子どもを真ん中に地域とのかかわりを広げ、次代を創る学びに柔軟に対応できる、持続可能な造りとする。

取組

- ・学校を支える地域の関わりと、活動支援の促進を図るため、関係諸室を充実させる。
- ・地域が子どもたちと共に歩き支えるすぎっ子くらぶや放課後の居場所となる場を整備する。
- ・児童数や教育カリキュラム等、将来の変化に対応できる柔軟性を確保する。
- ・文学と文化が息づく阿佐谷のまちと調和した学び舎とする。

目標8

多様な施設・設備を活用し、賑わいのあるまちと共生し、多世代が学び合える施設とする。

取組

- ・子どもたちの学びと区民の多様な学びが共存できるよう、子どもたちの活動に支障をきたさない諸室配置と動線確保を行う。
- ・駅に近い利便性を活かして、多様な利用者を想定し、区民の学びや交流の場としても活用できる施設計画とする。
- ・阿佐谷ジャストリート等、イベントで利用できる、地域に開かれた施設とする。

概要版

杉並区立杉並第一小学校改築基本計画



改築基本方針検討のプロセス

改築基本方針(裏面)を策定するに当たっては、学校関係者、地域関係者等で構成する懇談会を立ち上げ検討を行いました。検討に当たっては、あさがやまちづくりセッション(テーマ：杉一小)や、子ども達や教職員へのアンケートを行い、寄せられた意見等を参考としました。

杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会

団体名等	氏名	団体名等	氏名	団体名等	氏名	団体名等	氏名
首都大学東京 名誉教授	深尾 精一	学校支援本部	伴野 博美	阿佐谷地区町会 連合会	田中 昭一	PTA	長谷川 篤男
早稲田大学 創造理工学部 建築学科 教授	高口 洋人	学校運営協議会	村上 徹也	震災救援所	近藤 浩	PTA	遠藤 美穂子
阿佐谷北一丁目町会	宇都野 正朔	学校運営協議会	岡田 円治	進文会	細田 宗宏	校長	山口 祐美子
阿佐谷北二丁目町会	佐藤 文夫	学校運営協議会	竹越 不可止	児童クラブ保護者	松嶋 彰	副校長	杉田 英昭
阿佐谷北三丁目町会	徳田 紀美子	学校運営協議会	松尾 純一	PTA	武田 孝彦	副校長	小島 昭博



開催	内容	日程等
1	小学校の特色・概要、改築に至る経緯の説明	4月19日
2	事例見学(桃井第二小学校、杉並第二小学校)	5月28日 6月3日
3	基本方針(たたき台)の検討	6月26日
4	基本方針(最終案)検討と改築規模等の説明	8月5日

あさがやまちづくりセッション(テーマ：杉一小)

令和6年6月9日開催 参加者24人

子どもの声アンケート調査

杉並第一小学校全児童315名を対象に実施

教職員アンケート調査

杉並第一小学校全教職員を対象に実施

地域の声

杉並第一小学校やC街区等の整備について寄せられました

沿革

明治8年に開校し、今年度、創立149周年を迎えた杉並第一小学校は、長い歴史と伝統を持ち、地域の教育力を組織化した学校支援本部との協働による特色ある教育活動が全国的にも高く評価されている学校です。

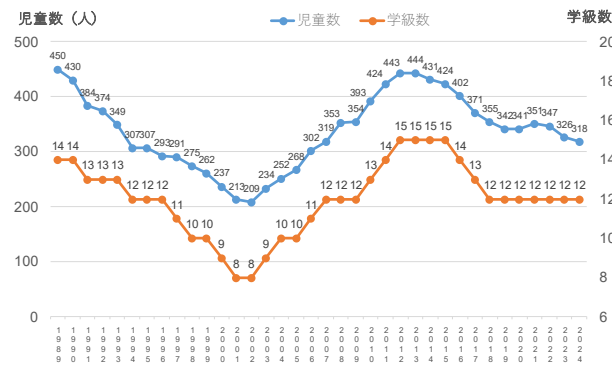
今後、令和11年4月の開校に向け、土地区画整理事業の仮換地指定に沿って、A街区内からC街区内に移転改築工事を行います。

普通教室

児童数・学級数のグラフの推移のとおり、平成元年から現在までの間は、12~15学級で変動しており、また、杉一小推計では、当面は増加傾向が予想されています。

学区域には阿佐ヶ谷駅もあり、人口密度が高い地域でもあることから、少子化の流れの中でも児童数が増となる時期があることを想定する必要があります。

このため、過去10年で15学級となったこともあることから、12~15学級での推移を見込み、普通教室は15室を整備するものとしします



杉一小推計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(人)	327	332	334	339	368
学級数	12	12	12	12	12

みんなで作る 新たなまちづくりの取組



学校関係者や地域の方達の声を広く伺い、段階的に反映させながら改築事業を進めていきます。

今後のスケジュール(予定)

現在の総合病院棟が解体撤去された後、C街区内で杉並第一小学校の建設工事に着工します。



杉並区立杉並第一小学校改築基本計画

令和6年9月

教育委員会事務局 学校整備課

目 次

1.	改築基本計画の策定について	1
2.	杉並第一小学校改築に向けたこれまでの取組	2
3.	杉並第一小学校.....	3
4.	移転用地について	5
5.	改築基本方針について	8
6.	改築基本方針の検討プロセス	11
7.	改築基本方針と整備の要点.....	16
8.	学校規模について	18
9.	改築のスケジュール（予定）	19

1. 改築基本計画の策定について

明治8年に開校し、今年度、創立149周年を迎えた杉並第一小学校は、長い歴史と伝統を持ち、地域の教育力を組織化した学校支援本部との協働による特色ある教育活動が全国的にも高く評価されている学校です。

一方で、昭和32年から順次鉄筋コンクリート造に建て替えられた既存校舎も、現在築66年を経過しつつあり、老朽化に伴う改築時期を迎えています。

当初、区では、平成26年3月に「区立施設再編整備計画（第一期）（平成26年～33年度）・第一次実施プラン（平成26年～30年度）」を策定し、杉並第一小学校等複合施設として、その第一次実施プランの具体的な取組の一つとして計画化し、阿佐谷地域に存在し、学校と同様に老朽化等の課題がある阿佐谷地域区民センター及び産業商工会館の集会関連機能を集約することを基本に、学校の老朽改築に合わせて移転・複合化による整備を図ることとしました。

しかし、平成28年に、近隣の総合病院とけやき屋敷の地権者から、病院のけやき屋敷への移転改築の意向が区に示され、当該計画と合わせた道路基盤整備等に区が参画し、杉並第一小学校を総合病院跡地周辺地に移転改築することで、将来に向けた教育環境の向上、首都直下地震発生の切迫性を踏まえた地域の防災性の向上及び土地利用の見直しによる民間と連携したにぎわいの創出などを総合的に考慮し、平成29年5月に「杉並第一小学校等施設整備等方針」を策定し、土地区画整理事業に含め、必要な認可や地区計画の都市計画決定などを行っていく運びとなりました。

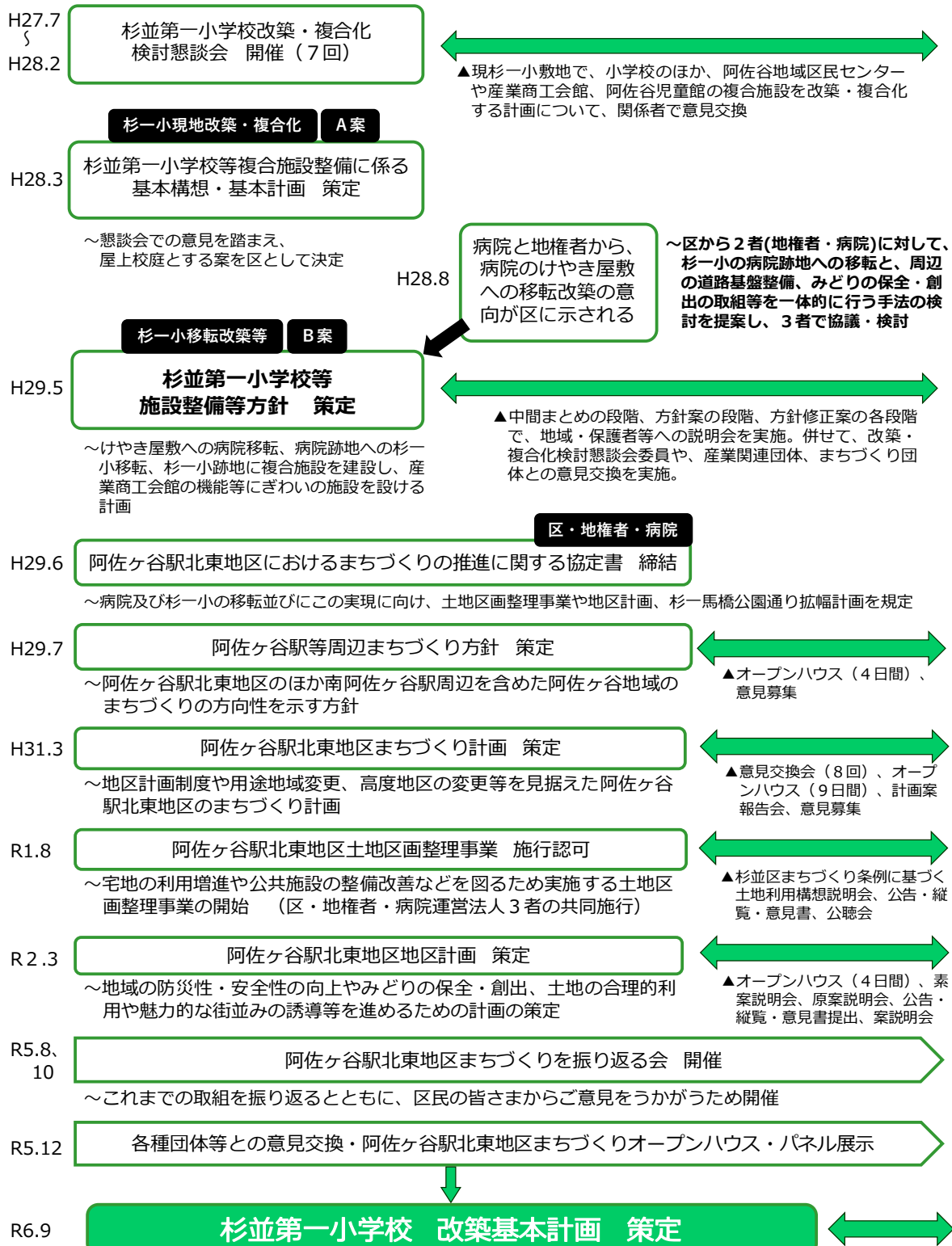
その後、区は「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針」を策定し、8回の意見交換会、4回のオープンハウスを開催し、地域の方々の意見を伺い反映させ、平成31年3月に、方針を踏まえた具体の計画である「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定しました。

また、令和元年から、都市計画法やまちづくり条例に基づく説明会等の手続きを経て、阿佐ヶ谷駅北東地区地区計画等の都市計画決定をするとともに、土地区画整理事業の施行認可を取得して仮換地指定を行い、区民の意見を伺いながら丁寧に事業を進めてきました。

現在、総合病院の移転改築工事が進んでいることから、区も杉並第一小学校移転改築の設計を開始するため、学校関係者等で構成する杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会を立ち上げるとともに、あさがやまちづくりセッション(テーマ:杉一小)を開催し、また、在校生や教職員のアンケート調査を実施するなどして、幅広い地域の声を伺って基本方針を策定しました。

今後、この基本方針を根幹に、基本・実施設計を進めるにあたり、規模や工事の概要を明らかにするため、「杉並区立杉並第一小学校改築基本計画」を策定して取りまとめました。

2. 杉並第一小学校改築に向けたこれまでの取組



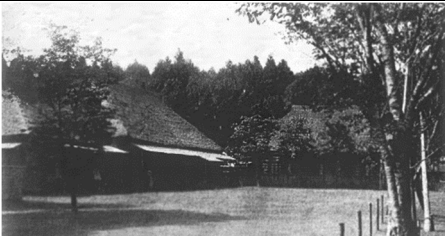



3. 杉並第一小学校

(1) 現 況

- ◆ 所在地 杉並区阿佐谷北1丁目5番27号
- ◆ 敷地面積 5,432.18 m²
- ◆ 延床面積 4,280 m² (運動場有効面積 約 1,800 m²)

J R中央線「阿佐ヶ谷駅」から北東約100mに位置し、駅前の商業施設と近接した場所に立地しています。学校正門は、ケヤキ並木がある中杉通りに面し、敷地周辺には、北側に社寺地があるなど、駅周辺にもかかわらず緑豊かな環境を形成しています。

(2) 杉並第一小学校の沿革

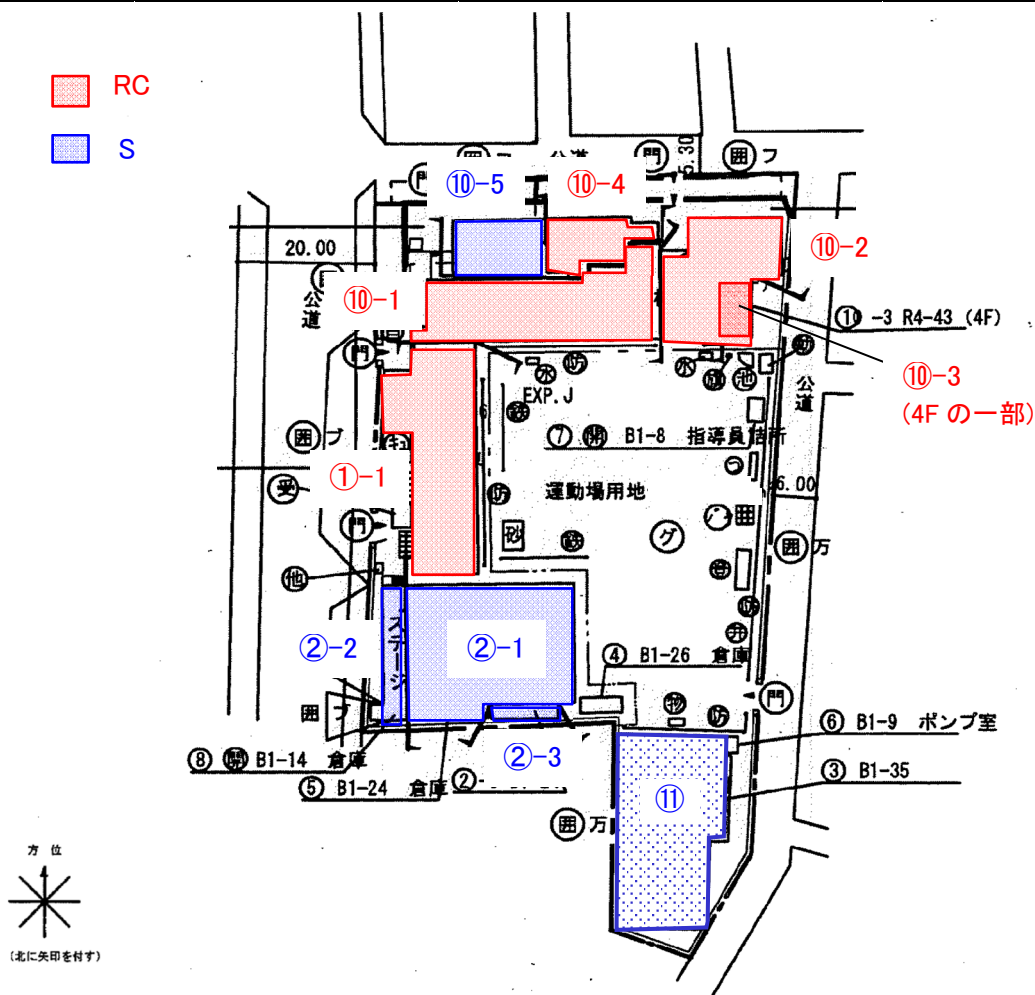
年 表	
<p>明治 8 年 第一大学区東京府管内第三中学区第九番公立^{とうえん}桃園学校第一番分校として、馬橋清見寺を仮校舎に充てて開設。 児童数 55名</p>	
<p>明治 9 年 独立して^{とうや}桃野小学校となった。(創立)</p>	
<p>明治 17 年 現在地に新校舎を建築し移転。 児童数 122名</p>	
<p>明治 35 年 ^{とうや}桃野尋常高等小学校と改称。 児童数 1,959名</p>	
<p>昭和 13 年 杉並第一尋常小学校となった。 児童数 1,008名</p>	
<p>昭和 22 年 杉並区立杉並第一小学校と改称。</p>	
<p>昭和 32 年 RC造化への改築工事開始され、現西校舎3階建てから順次改築し、昭和40年にプールを整備し完成。</p>	
<p>昭和 50 年 創立100周年を迎え、記念碑建立。 児童数 690名</p>	
<p>平成 23 年 耐震補強工事完了。</p>	
<p>令和 6 年 杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会を設置。 児童数 315名</p>	

※ 出典：杉並第一小学校九十周年記念誌(発行：杉並第一小学校)

創立八十周年記念誌(発行：杉並第一小学校創立八十周年記念事業協賛会)

(3) 既存校舎の規模と整備時期




棟番号	名称	構造・階数	建設年度	延床面積(m ²)
①-1	校舎	RC造・3階	昭和32年度	1,166
②-1	屋内運動場	RS造・1階	昭和36年度	455
②-2	屋内運動場	RS造・1階	昭和53年度	65
②-3	屋内運動場	RS造・1階	昭和53年度	24
⑩-1	校舎	RC造・4階	昭和35年度	1,451
⑩-2	校舎	RC造・4階	昭和36年度	806
⑩-3	校舎	RC造・1階	昭和45年度	43
⑩-4	校舎	RC造・1階	平成5年度	33
⑩-5	校舎	S造・1階	令和3年度	95
⑪	プール(屋外)	S造・1階	昭和40年度	-



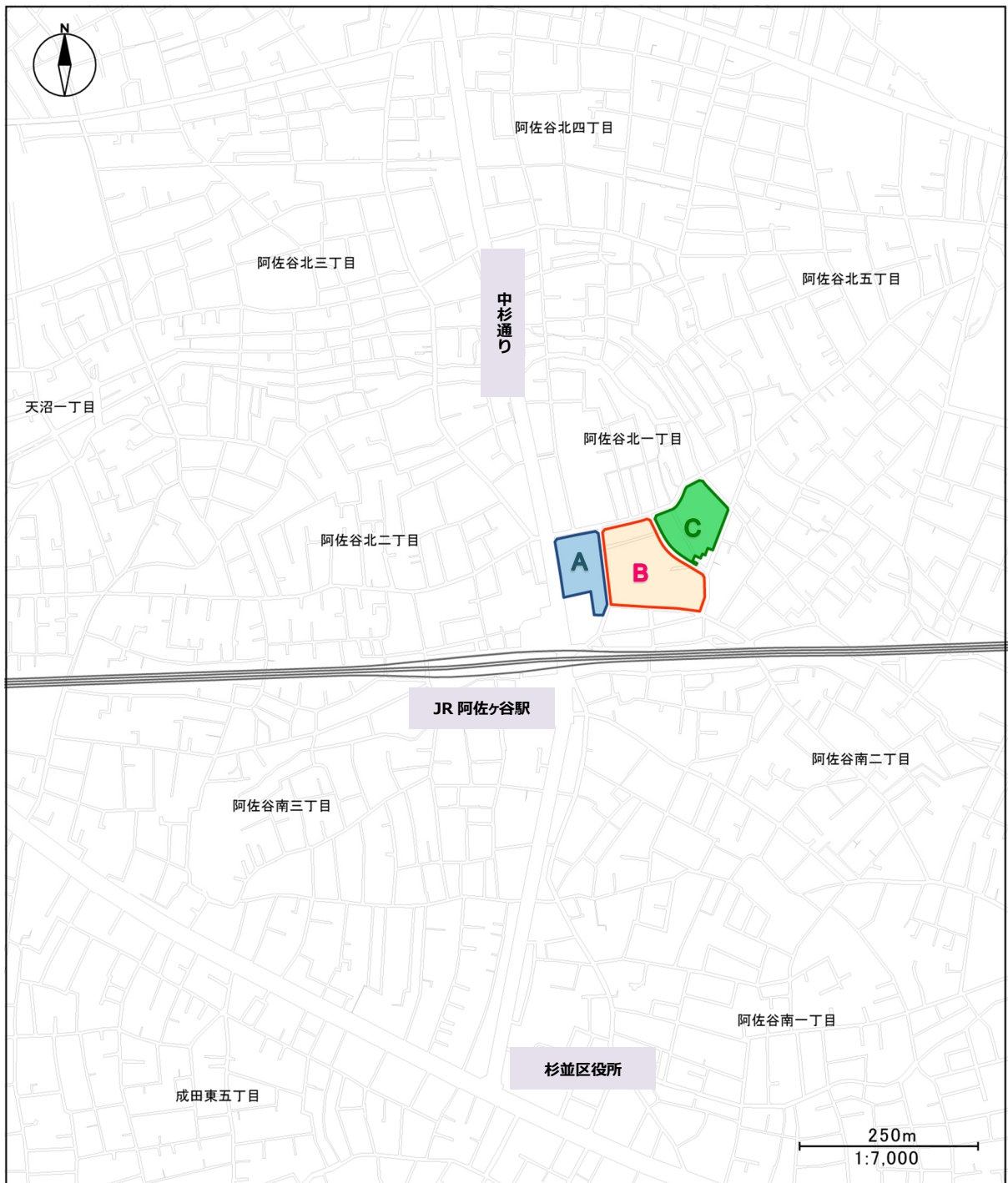
4. 移転用地について

(1) 新街区

移転改築は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業等における区域変更、道路拡幅や新設・廃止等と合わせて行われ、街区形状が変わるため、右凡例のとおり計画街区をA～Cに3分割して図示します。

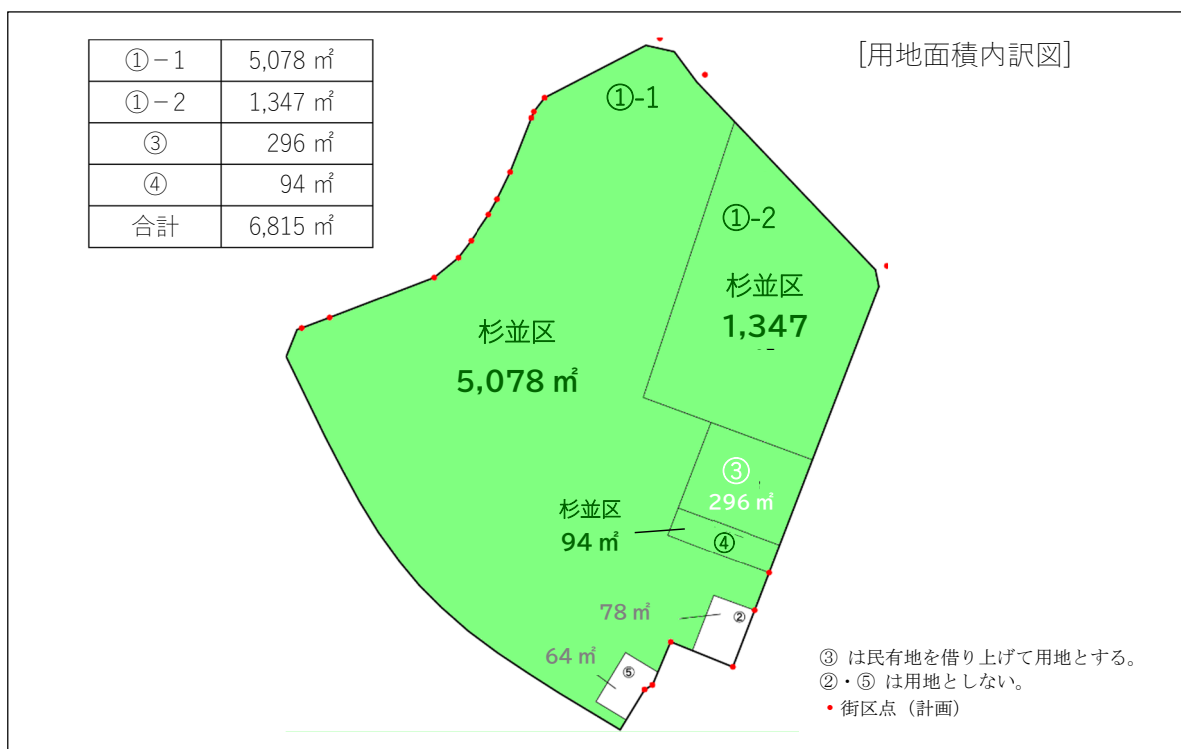
	A 街区 現在の杉並第一小学校を含む新街区
	C 街区 移転後の杉並第一小学校を含む新街区
	B 街区 移転後の総合病院を含む新街区

(2) 案内図

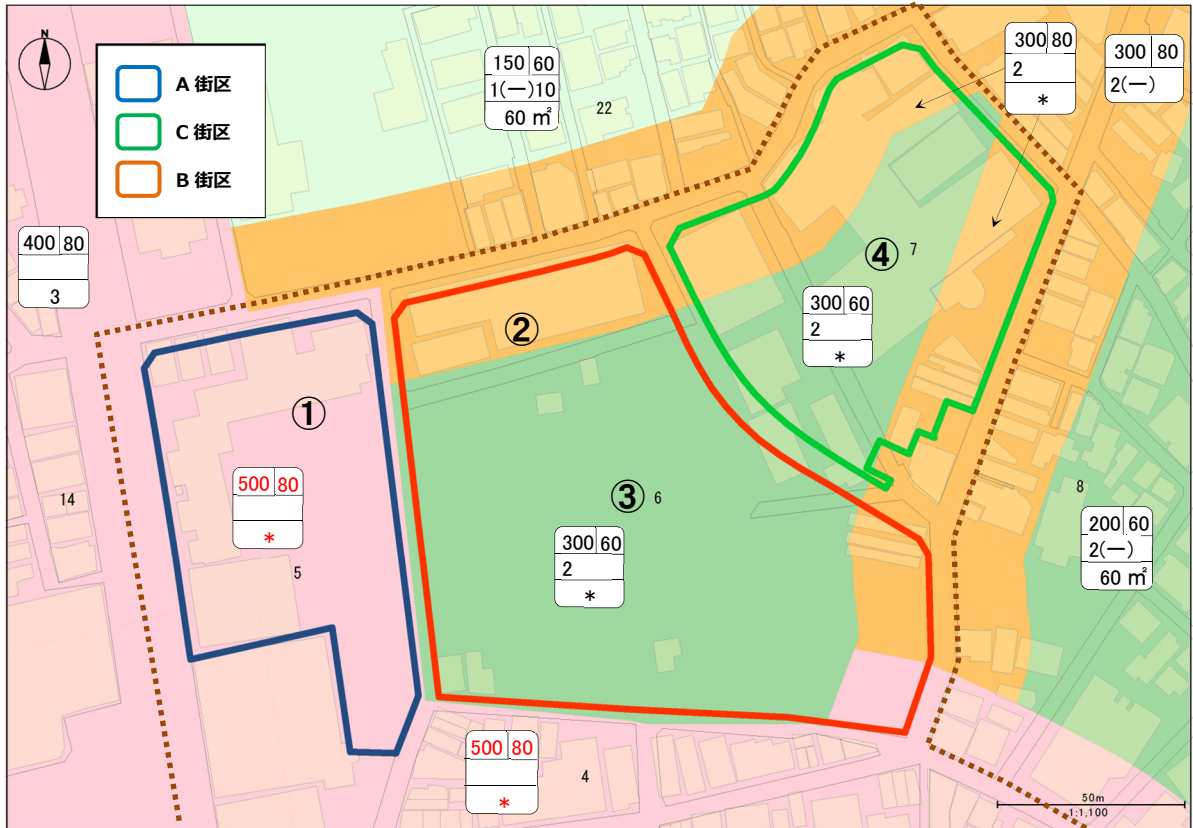


(3) 移転用地 ※C街区内

- ◆ 所在地 杉並区阿佐谷北一丁目7番（住居表示予定）
杉並区阿佐谷北一丁目909-1 他（地番）
- ◆ 用地面積 6,815 m²（予定）



(4) 都市計画情報 (用途地域)

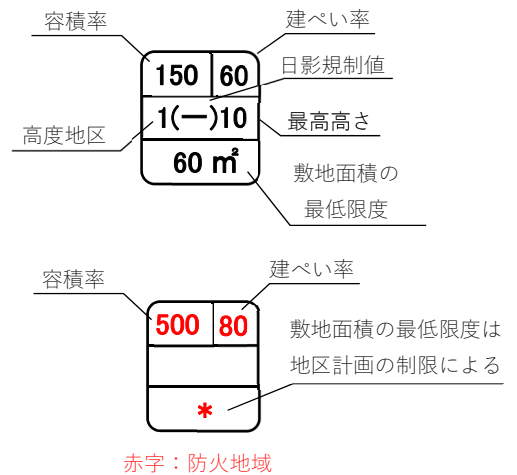


【令和3年地区：C街区は学校用地に合わせて表記、歩道状空地部含む】

	用途地域 (東京都決定)	建ぺい率	容積率	敷地面積の 最低限度	高度地区	防火地域及び 準防火地域
①	商業地域	80%	500%	—	—	防火
②	近隣商業地域	80%	300%	—	第2種	準防火
③	第一種中高層 住居専用地域	60%	300%	60 m ²	第2種	準防火
④	第一種中高層 住居専用地域	60%	300%	60 m ²	第2種	準防火

【凡例】

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 近隣商業地域
- 商業地域



5. 改築基本方針について

(1) 改築基本方針

子どもたちが輝き、地域とともに学びを創造する オンリー1があふれる学びのプラットフォーム 杉一小

(2) 改築基本方針のビジョン・目標・取組

① ビジョン1

豊かな教育環境を目指し、子どもたち一人ひとりが輝ける、安全で安心な学び舎をつくる。

目標1 子どもたちが自ら考え判断する力を伸ばし、進んで学び、充実して過ごすことができる学習環境を整備する。

【取組】

- ・ 全ての子どもたちが学び合い、可能性を引き出す個別最適、協働的な学びとなる多様な学びのスタイルに適應できる施設とする。
- ・ 学校図書館や理科室等の特別教室を、子どもたちの好奇心を刺激する造りにする。
- ・ ICT教育環境の充実と、円滑な授業運営に対応できる基盤を整備する。

目標2 自他を尊重し、あたたかく人間性豊かで、多様な体験を子どもたちに提供できる教育環境を整備する。

【取組】

- ・ 学年を超えた交流ができ、地域の力を活かした杉一小らしい、学びと憩いの空間を設ける。
- ・ 光、風、緑を感じ、木の温かみを実感できる造りとする。
- ・ 多文化共生とユニバーサルデザインに配慮した施設とする。
- ・ 命の尊さを伝え、自然観察にも繋がる動植物と触れ合える場を拡充する。
- ・ 歴史と伝統に相応しい、杉一小の顔となる場を設ける。

目標3 子どもたちが明るく活発に、のびのびと心と体の健康づくりに主体的に取り組めるような活動の場を整備する。

【取組】

- ・ 防塵機能を備えた、広く良好な環境の校庭整備を行うなど、子どもたちがのびのびと運動し、羽を伸ばせる空間を設ける。
- ・ ジュニアバンド等の活発な音楽活動や資機材の運用にも耐えうる、防音に対応した十分なスペースを設ける。
- ・ 思い切り体を動かして利用できる遊具を充実させる。
- ・ 更衣室やロッカー等、子どもたちの自立につながる空間や環境を整備する。

目標4 安全に配慮し、高いセキュリティーを備え、子どもたちや教職員が安心して快適に過ごせる環境を整備する。

【取組】

- ・ 子どもたちを守る防犯カメラ等の安全設備を設け、充実したセキュリティーを備える。
- ・ 諸室の配置や造り、収納スペースの充実は、教職員の働きやすさも考慮する。
- ・ 冷水機や簡易に腰掛けられる場所等を要所に設けるとともに、リラックスできる環境を整備する。
- ・ 緑豊かで安心して通れる歩行者空間を整備する。

② ビジョン2

災害に強く、防災の要となり、持続可能な自然環境にも配慮した施設とする。

目標5 自然災害に備えた堅牢で安全な場を確保し、防災拠点としての機能が十分に発揮される施設とする。

【取組】

- ・ 子どもたちと地域の防災教育と意識向上に活かせる施設とする。
- ・ 発災時に迅速かつ安全に避難できる施設とする。
- ・ 防災井戸やマンホールトイレを備える等、震災救援所として必要な整備をする。
- ・ 浸水被害を抑止し、防災拠点として、地域との連携が速やかに行える施設とする。
- ・ 校内に必要な備蓄品を確保する。

目標6 自然に配慮し、周辺地域と調和した、環境にやさしい施設と設備とする。

【取組】

- ・ ZEB 化やエコスクール等にも対応し、環境教育にも配慮した施設とする。
- ・ 景観と調和し、花と緑を楽しめる空間を整備する。
- ・ 自然環境との調和に配慮し、武蔵野の屋敷林の面影が残る、自然教育に適した場を創出する。
- ・ 周辺地域の住環境に配慮した施設とする。

③ ビジョン3

世代を超えて多様な区民が出会い、自発的で協働的な関係が広がる学びを創造できる場にする。

目標7 地域と共に歩んできた伝統と特色を継承し、子どもを真ん中に地域とのかかわりを広げ、次代を創る学びに柔軟に対応できる、持続可能な造りとする。

【取組】

- ・ 学校を支える地域の関わりと、活動支援の促進を図るため、関係諸室を充実させる。
- ・ 地域が子どもたちと共に歩き支える すぎっ子くらぶや放課後の居場所となる場を整備する。
- ・ 児童数や教育カリキュラム等、将来の変化に対応できる柔軟性を確保する。
- ・ 文学と文化が息づく阿佐谷のまちと調和した学び舎とする。

目標8 多様な施設・設備を活用し、賑わいのあるまちと共生し、多世代が学び合える施設とする。

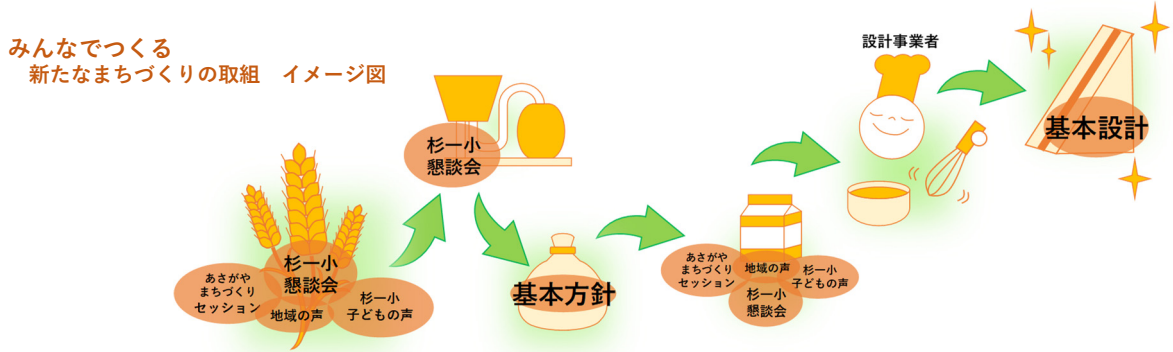
【取組】

- ・ 子どもたちの学びと区民の多様な学びが共存できるよう、子どもたちの活動に支障をきたさない諸室配置と動線確保を行う。
- ・ 駅に近い利便性を活かして、多様な利用者を想定し、区民の学びや交流の場としても活用できる施設計画とする。
- ・ 阿佐谷ジャズストリート等、イベントで利用できる、地域に開かれた施設とする。

6. 改築基本方針の検討プロセス

杉並第一小学校の移転改築の基本となる改築基本方針は、学校関係者、地域関係者等で構成する懇談会を立ち上げ検討を行いました。検討に当たっては、あさがやまちづくりセッション(テーマ:杉一小)や、子ども達や教職員へのアンケートを行い、寄せられた意見等を参考としました。

また、今後、基本設計を進めていく際も、同様にして進めていく予定です。



(1) 杉並区立杉並第一小学校改築検討懇談会

(※以下、「懇談会」という。)

① 目的

杉並第一小学校の改築に当たり、校舎改築における基本的な方針に関すること、校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関することについて、広く意見を聴くこと。

② 委員名簿

団体名等	氏名	団体名等	氏名
首都大学東京 名誉教授	深尾 精一	学校運営協議会	岡田 円治
早稲田大学 創造理工学部 建築学科 教授	高口 洋人	学校運営協議会	竹越 不可止
震災救援所	近藤 浩	学校運営協議会	松尾 純一
阿佐谷地区町会連合会	田中 昭一	杉並第一小学校 P T A	遠藤 美穂子
阿佐谷北一丁目町会	宇都野 正朔	杉並第一小学校 P T A	長谷川 篤男
阿佐谷北二丁目町会	佐藤 文夫	杉並第一小学校 P T A	武田 幸彦
阿佐谷北三丁目町会	徳田 紀美子	学童クラブ保護者	松嶋 彩
進交会	細田 宗宏	校長	山口 祐美子
学校支援本部	伴野 博美	副校長	杉田 英昭
学校運営協議会	村上 徹也	副校長	小島 昭博

※ 青少年委員については空位

③ 区事務局

教育委員会事務局 学校整備・支援担当部長	都市整備部 まちづくり担当部長
教育委員会事務局 学校整備課長	都市整備部 拠点整備担当課長
教育委員会事務局 学校整備担当課長	危機管理室 防災課長
教育委員会事務局 学校支援課長	子ども家庭部 学童クラブ整備担当課長
教育委員会事務局 学校整備課 教育施設計画推進担当係長	都市整備部 市街地整備課 拠点整備係長
教育委員会事務局 学校支援課 新しい学校づくり担当係長	子ども家庭部 児童青少年課 計画調整担当係長

④ 懇談会の開催状況と今後のスケジュール

※ 第5回以降は今後の予定

No	内 容	日程等(予定含む)
1	第1回懇談会 開催 ※ 小学校の特色・概要、改築に至る経緯の説明	4月19日(金)
2	第2回懇談会 開催 ※ 事例見学(桃井第二小学校、杉並第二小学校)	5月28日(火) 6月3日(月)
3	第3回懇談会 開催 ※ 基本方針(たたき台)の検討	6月26日(水)
4	第4回懇談会 開催 ※ 基本方針(最終案)検討と改築規模等の説明	8月5日(月)
5	第5回 設計受託者の資料提示と説明 ※ 設計者平面計画等(たたき台)の提示・説明	令和7年 1月
6	第6回 配置・平面計画(1)の検討 ※ 平面計画等(たたき台)について	令和7年 2月
7	第7回 配置・平面計画(2)の検討 ※ 設計者平面計画等(案)について	令和7年 3月
8	第8回 配置・平面計画(3)の検討 ※ 設計者平面計画等(最終案)について	令和7年 5月
9	第9回 基本設計(案)の策定	令和7年 6月

⑤ 詳細資料

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/kyouiku/1026695/sugiichi/1094174.html>



(2) 子どもの声アンケート調査

① 目的

- ・ 杉並第一小学校の子ども達が求める学校像について、幅広く意見や声を集め、改築基本方針に取り込み、事業者選定時に設計事業者があらかじめ提案内容に反映させる基礎資料とするため。
- ・ 杉並第一小学校改築の設計を行う際に、子ども達が抱く学校の姿について適切に把握し、反映させて資料とするため。
- ・ アンケート結果を広く共有し、今後の学校運営等の改善の取り組みに際し、子ども達が求める考えを把握し、適切に適用していく際の資料とするため。

② 調査対象

杉並区立杉並第一小学校全児童 315名

③ 調査期間

令和6年7月1日～7月10日

④ 調査方法

小学校1・2年生は口頭による聞き取りとし、3～6年生は、児童1人1台専用タブレット端末等による自由記述によるアンケート調査。

⑤ 調査内容

「楽しい学校づくり」を主題とし、「杉一小のどんなところが好きか」、「どんなときに楽しいと思うか」、「自分が学校を作るとしたらどんな学校にするか」について意見を集めました。

⑥ 調査結果について

「杉並区立杉並第一小学校 在校生アンケート集計結果」として取りまとめ、第4回懇談会にて資料提示するとともに改築基本方針に反映させ、今後、プロポーザル方式による事業者選定に際し、学校像をイメージする資料として、参加申し込み事業者に提示します。

⑦ 詳細資料

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/094/174/dai4_siryou2.pdf



(3) 教職員アンケート調査

① 目的

杉並第一小学校の教職員意見を幅広く集め、改築基本方針に取り込み、事業者選定時に設計事業者があらかじめ提案内容に反映させるための基礎資料とするため。

② 調査対象

杉並区立杉並第一小学校 全教職員

③ 調査期間

令和6年7月5日～7月23日

④ 調査方法

LoGo フォームにて自由記述によるアンケート調査。

⑤ 調査結果について

「杉並区立杉並第一小学校 教職員アンケート集計結果」として取りまとめ、第4回懇談会にて資料提示するとともに改築基本方針に反映させ、今後、プロポーザル方式による事業者選定に際し、学校像をイメージする資料として、参加申し込み事業者に提示します。

⑥ 詳細資料

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/094/174/dai4_siryous3.pdf



(4) あさがやまちづくりセッション（テーマ：杉一小）

① 目的

阿佐谷に住む方達の、様々な「もっとこうなったら良いのに」との思いを汲み取り、阿佐谷のまちの課題や将来像について話し合い、共有・協働する場として開催し、将来的には、いただいた意見を踏まえ、「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針」の改訂の検討や、まちづくり協議会の開催など新たな取り組みを進め、具体化の検討を図るため。

② あさがやまちづくりセッションの概要

(ア) テーマ自由型

様々なテーマに関する意見交換を行い、それらいただいた意見を踏まえ、「阿佐ヶ谷駅等周辺まちづくり方針（平成29年策定）」の改訂の検討や、具体化などの検討を図っていきます。

(イ) テーマ指定型

杉並第一小学校の移転改築(あさがやまちづくりセッション(テーマ：杉一小))や、杉並第一小学校跡地活用、阿佐ヶ谷駅北東地区で地域の皆様が取り組んでいるエリアマネジメントについても、あさがやまちづくりセッションが並走・伴走しながら進めていきます。

※ 本章では、③以降は「あさがやまちづくりセッション(テーマ：杉一小)」について記載します。

③ セッション参加者について

広報すぎなみによる公募と、阿佐谷地域在住の方の中から無作為抽出した 1000 名に案内状を送付し、申込のあった方を対象としました。

④ 実施期間等

令和6年6月9日(日) 杉並区役所第5・6会議室にて開催 参加者数：24人

⑤ 実施内容

テーマ1として「児童・保護者の視点にたって考える新しい杉一小」、テーマ2として「地域とのつながりの視点で考える新しい杉一小」についてワークショップを実施。

⑥ セッションの結果について

「杉並第一小学校の移転改築に寄せられた提案等」に含め、第3回懇談会にて資料提示するとともに、改築基本方針に反映させました。

⑦ 詳細資料

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/machidukuri/asagayaeki/session/index.html>



(5) 地域の声（阿佐ヶ谷駅北東地区エリアマネジメント推進懇談会）

令和6年6月18日付けで、阿佐ヶ谷駅北東地区エリアマネジメント推進懇談会より要望が提出されたため、懇談会において提示し改築基本方針の検討の参考としました。

① 詳細資料

http://www.asagaya-mura.com/sub_p/pdf/youbousyo.pdf



7. 改築基本方針と整備の要点

(1) 測量及び地盤調査

現在、総合病院が残置・運営されています。今後、9. 改築のスケジュールの①の進捗に合わせて調整し、測量と地盤調査を実施します。

(2) 工事車両通路の確保

現在、A街区北道路面には道路と並行して工事車両用通路を設け、地区内の工事で運用しています。移転改築工事に際しては、B街区北側にも専用通路を設け、道路交通や周辺地域の安全に配慮した施工を行う予定です。

(3) 学びのプラットフォームにおける諸室等整備について

① 学校教育事業

杉並区立学校施設整備計画に準拠しつつ、杉並区教育ビジョン2022と前述の基本方針を具現化した地域と共にある学校施設整備を行います。

② 放課後の子どもの居場所等の事業

杉並第一小学校の全児童を対象に、学校教育事業外における居場所づくりに配慮し、上記①に加えた整備を行います。

③ 学童クラブ

杉並第一小学校を主な対応校とする阿佐谷学童クラブについては、現在、けやき公園プール跡地に移転改築した阿佐谷地域区民センター内の阿佐谷児童館で実施されています。

近年、安全面などを考慮し、学校改築時に学童クラブを併設しているため、杉並第一小学校の改築にあたっては、校内に学童クラブを整備する計画とし、400㎡程度の規模とします。

なお、現在、学童クラブを含む区の子どもの居場所づくりの指針となる「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に取り組んでいるため、この検討結果に柔軟に対応できるよう、設計を進めるものとします。

④ 学校支援本部諸室

杉並第一小学校は、学校に寄り添った地域の方やPTAを含めた学校支援（すぎっ子くらぶ等）が行われ、30年近い歴史を有する学校です。

当該事業に関連し、文部科学省からも表彰された実績があり、今後も当校の特色の一つとして運営が続く見込みであるとともに、学びのプラットフォームの推進に際し不可欠な地域住民や保護者の活動拠点等について、十分な整備を行うことを目指します。

⑤ 学校開放等の事業

学校教育上、支障のない範囲での施設利用にあたり、児童、教職員に影響が出ることがない施設整備を行います。なお、これに際しては、児童・教職員の利用スペースを圧迫しないことを原則とします。

(4) ZEB化とエコスクール

政府実行計画や全国知事会における脱炭素・地球温暖化対策行動宣言など、近年、ZEB化の取組が拡大していることから、区でも「杉並区地球温暖化対策実行計画」を策定し取組を進めているところです。このため、本施設においても、ZEB Ready 以上を目標としたエコスクールとしてまいります。

(5) 内装等の木質化整備

近年、カーボンニュートラルの実現に資することなどから、自治体においても国産材を使った木材の利用の促進のため、関連法の基本理念に沿って、公共建築物において率先して木材の利用を図ることが求められています。

また、子ども達の声からも、自然を感じることでできる環境が求められていることから、地産木材を使用した木質化整備を目指します。

(6) 浸水対策

当該地は区ハザードマップにおいて、雨量 153mm/h、総雨量 690mmの豪雨で 0.1m～2.0m 程度の浸水が発生する恐れがあるとされており、昭和 56 年以降浸水被害は発生していませんが、浸水想定や地盤の高さを考慮した校舎の設計を行うとともに、雨水貯留槽等の設置などについて検討することとします。

(7) 地区防災機能

従前、狭小な施設であったことから、震災救援所の機能等である防災倉庫、防火水槽や非常用発電の充実を図ることについて、地域から期待が寄せられており、また、近隣後背地においては木造建物が密集した地区となっていることから、防災機能の充実を検討してまいります。

(8) 歩道状空地の整備

拡幅等行う道路に面する外構については、これを後退させ、概ね幅員 2.5m 程度の歩道状空地を設け、児童の安全に配慮した通学路の整備を行います。

(9) 周辺環境及び景観への配慮

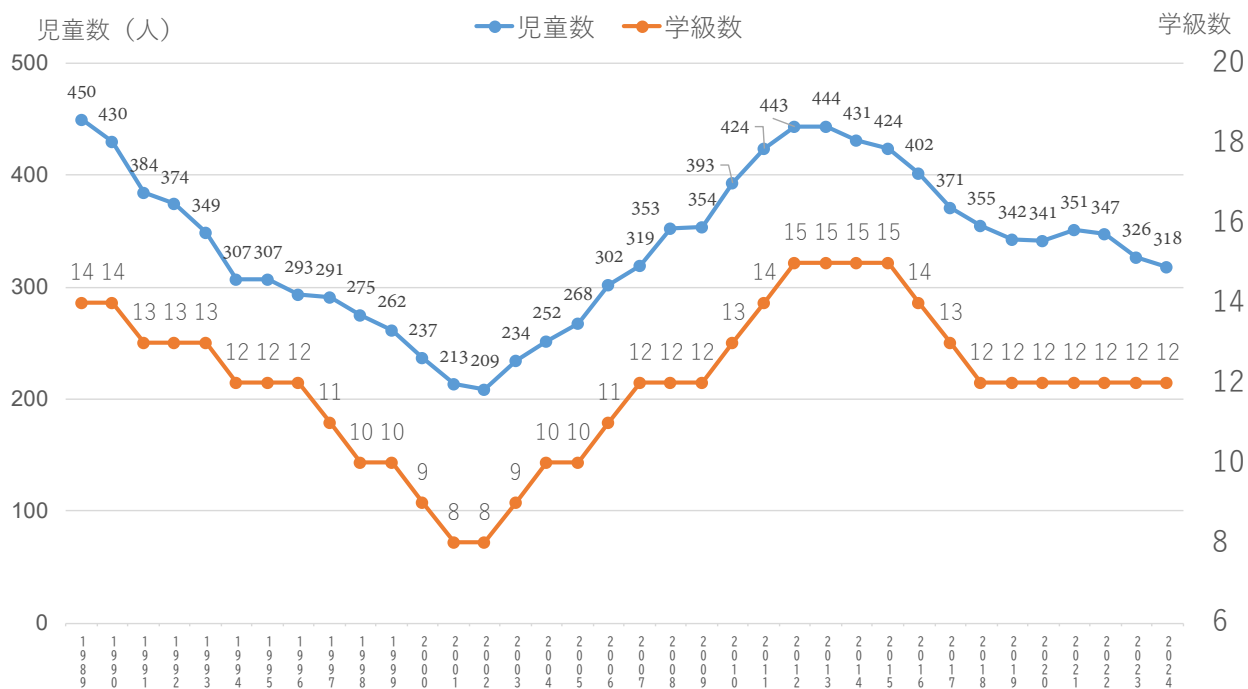
本改築事業は、阿佐ヶ谷駅北東地区土地区画整理事業の一環であるため、周辺地域の街並みや環境、景観等と調和した造りとなるよう配慮します。

(10) 学校プールについて

区では、令和 6 年度中を目処に、学校プールのあり方について検討しています。杉一小においては、当面従来の屋外プールの設置を想定して進めますが、学校プールのあり方検討の結果がまとり次第、設計にも反映していきます。

8. 学校規模について

(1) 児童数・学級数の推移



(2) 今後の児童数・学級数の見込み

<令和6年度推計値>

杉一小推計	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数(人)	327	332	334	339	368
学級数	12	12	12	12	12

(3) 改築における学級数（普通教室数）について

杉一小では、(1)の児童数・学級数の推移のとおり、平成元年から現在までの間は、12～15学級で変動しており、また、(2)の今後の見込みのとおり、当面は増加傾向が予想されています。

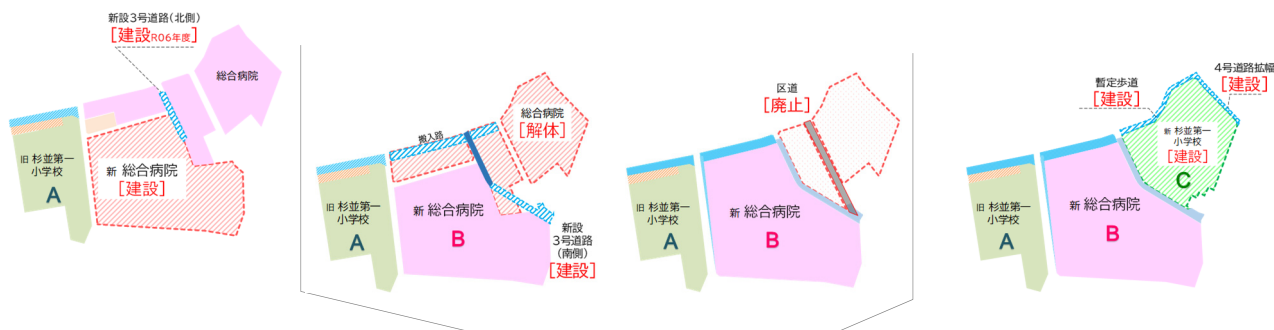
学区には阿佐ヶ谷駅もあり、人口密度が高い地域でもあることから、少子化の流れの中でも児童数が増となる時期があることを想定する必要があります。

このため、過去10年で15学級となったこともあることから、12～15学級での推移を見込み、普通教室は15室を整備するものとします。

(4) 学校標準施設規模

本件では、移転用地の形状が不定形であるとともに、学びのプラットフォームの一層の推進等が求められているため、設計に当たっては、杉並区立学校施設整備計画に定める小学校標準施設規模における標準建物面積を基本に、詳細な内容を精査するものとします。

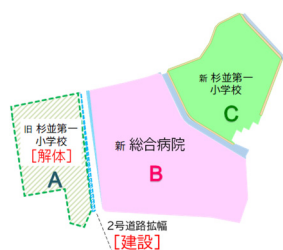
9. 改築のスケジュール（予定）



	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
総合病院整備①	総合病院建設工事	★総合病院開設 旧総合病院解体工事（土壌汚染対策等含む）			
杉一小移転改築②		基本・実施設計		杉一小新校舎建設工事	
杉一小跡地③					解体設計
道路工事④			3号線整備	4号線整備	

	令和11年度	令和12年度
総合病院整備①		
杉一小移転改築②	★杉一小新校舎開設	
杉一小跡地③	杉一小旧校舎解体工事	
道路工事④		2号線整備

※ 移転用地と関連する総合病院移転改築工事、周辺道路整備についても併記



杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザル企業実績及び実施体制等における提出物一覧表

各 紙正本 1 部 紙副本 1 2 部 データ CD 2 式

令和 6 年 1 0 月 7 日 (月) 午後 5 時までに提出

No.	企業実績及び実施体制等	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル参加申込書 (様式 1)		
2	応募者概要調書 (様式 2 - 1、2) ※様式で指定する写し		
3	応募者の業務実績 (様式 3 - 1 ~ 4) ※契約書表書きの写し		
4	協力事業所の業務実績 (様式 3 - 5) ※契約書表書きの写し		
5	総括責任者、主任技術者等の業務実績 (様式 4 - 1 ~ 2)		
6	総括責任者の提案に係る業務実績 (様式 4 - 3)		
7	改築基本方針の理解と意欲 (様式 5)		
8	会社概要及び会社沿革、会社組織図		

注意事項

- ① 提出書類は、正本 1 部と副本 1 2 部をそれぞれ製本 (ファイル等で綴じる) して提出すること。
- ② 写しの添付は 3 部。
- ③ 副本については、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ④ 提出書類は、通しのページ番号を付けること。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載すること。
- ⑥ データ CD については、当該全提出書類の PDF データを記録し、CD 1 枚に収め、複製と合わせて提出すること。なお、各様式単位で 1 ファイルとし、押印を要するものは、押印したものをスキャニングして提出すること。

杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
公募型プロポーザル技術提案等における提出物一覧表

各 紙正本 1 部 紙副本 1 2 部 データ CD 2 式

令和 6 年 1 1 月 2 8 日 (木) 午後 5 時までに提出

No.	技術提案等	提出欄 提出したものに「○」	区確認欄
1	杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザル技術提案書 (様式 6)		
2	業務の実施方針・手順 (様式 7 - 1 ~ 2) 工費削減の取組		
3	改築基本方針ビジョン 1 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 1)		
4	改築基本方針ビジョン 2 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 2)		
5	改築基本方針ビジョン 3 実現に向けた技術提案書 (様式 8 - 3)		
6	本業務における見積書 (積算内訳書含む)		

注意事項

- ① 提出書類は、正本 1 部と副本 1 2 部をそれぞれ製本 (ファイル等で綴じる) して提出すること。
- ② 写しの添付は 3 部。
- ③ 副本については、添付した表紙を除き、参加者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ④ 提出書類は、通しのページ番号を付けること。
- ⑤ 提出できない書類がある場合は、提出欄にその理由を記載すること。
- ⑥ データ CD については、当該全提出書類の PDF データを記録し、CD 1 枚に収め、複製と合わせて提出すること。なお、各様式単位で 1 ファイルとし、押印を要するものは、押印したものをスキャニングして提出すること。

基本設計及び実施設計業務委託仕様書（案）

本仕様は基本設計及び実施設計業務を一括委託する

- 1 委託件名 杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託
- 2 委託場所 杉並区阿佐谷北一丁目 7 番（住居表示予定）
（対象用地） 杉並区阿佐谷北一丁目 909-1 他（地 番）
- 3 用 途 小学校（併設する学童クラブを含む）
（平成 30 年国土交通省告示第 98 号における建築物の類型：教育施設 第 1 類）
- 4 敷地面積 約 6,815 m²
- 5 構造規模 (1) 構 造 鉄筋コンクリート造
(計画予定) (2) 延べ面積 約 7,700 m²
- 6 委託期間 契約締結の翌日から令和 8 年 7 月末日まで
以下については、記載の時期を目途に完了させること。
令和 7 年 5 月頃まで 基本設計図の作成
令和 7 年 9 月頃まで 基本設計
令和 8 年 7 月末頃まで 実施設計図、工事費積算書の作成

7 業務内容

「杉並区立杉並第一小学校改築基本計画」（令和 6 年 9 月）に基づき、杉並区立杉並第一小学校（以下、「杉一小」という。）及び阿佐谷学童クラブ（以下、「学童クラブ」という。）の移転改築にあたり以下の業務を行う。

- ① 杉一小及び学童クラブの施設建設のための基本設計及び実施設計
- ② 杉並区立杉並第一小学校併設 1 施設移転改築工事設計等業務委託公募型プロポーザルで提案のあった内容の再検討（配置や平面計画等については、複数案作成するほか、ZEB 化や省エネルギー、ユニバーサルデザイン等の事項についての検証を行う。）
- ③ 上記①に合わせて行う歩道状空地、緑地等植栽、外構及び校庭等の基本設計及び実施設計（以下、「環境整備工事」という。）
- ④ 対象用地の残土処分に伴う土質調査
- ⑤ 国及び都が定める各種補助事業の申請手続き等に係る資料作成
- ⑥ 懇談会やあさがやまちづくりセッション（テーマ：杉一小）等、学校関係者及び地域住民との対話の場への参加と説明対応、子どもの声の聞き取り等に向けたワークショップ等の提案、参加、説明対応・協働、かかる資料等の作成と印刷
- ⑦ 学校建設にかかる法、条例等に基づく各種説明会への参加と説明対応、かかる資料の作成と印刷

- ⑧ 上下水道、ガス、電力、通信等、その他ライフラインに係る供給状況の調査と、必要となる事前協議、申請及び法令等に要する手続き等

8 基本設計業務の内容

基本設計業務(以下業務)の内容は、下表及び下記(1)から(9)までのとおりとする。

項目		業務内容
ア	設計条件等の整理	① 条件整理 耐震性能や設備機能の水準など区担当者(以下「担当者」という。)から提示される様々な要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
		② 設計条件変更等の場合の協議 担当者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、担当者に説明を求め又は担当者と協議する。
イ	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査 基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
		② 建築確認申請(計画通知)に係る関係機関との打合せ 基本設計に必要な範囲で、建築確認申請(計画通知)を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
ウ	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
エ	基本設計方針の策定	① 総合検討 設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
		② 基本設計方針の策定と担当者への説明 総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、担当者に対して説明する。
オ	基本設計図書の作成	基本設計方針に基づき、担当者と協議の上、基本設計図書を作成する。
カ	概算工事費の検討	当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調書を除く。以下同じ。)を作成する。
キ	基本設計内容の担当者への説明等	基本設計を行っている間、担当者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について担当者の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を担当者に提出し、担当者に対して、設計意図(当該設計に関する設計者の考え。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

- (1) 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成
実施設計の基本となる配置図、平面図、立面図、断面図、色彩計画図及び設備概要図の一般

設計図

- (2) 次に掲げるものを内容とする基本設計書の作成
- ア 建築の計画概要
(与条件及び課題の整理、設計要旨、設計概要、関係法令、敷地状況、構造、仕上、環境への配慮、維持管理、日影、外構、緑化、雨水対策、防災、避難、セキュリティ、バリアフリー、長寿命化等)
 - イ 設備の計画概要
(電気設備、昇降機設備、給排水方式、空調方式、消防設備等)
 - ウ 設計経過説明書
 - エ 工事費概算書(建設費・ライフサイクルコスト等、コスト縮減の妥当性の検討を行った上で算出する)
 - オ 新校舎建設工事、環境整備工事を含む工程計画の概要
 - カ ZEB化及びエコスクール計画の概要
- (3) 改築検討懇談会、住民説明会等への参加及び資料作成・印刷
- (4) LCC計算書の作成
- (5) 透視図の作成(A2、着色のもの、鳥瞰図1枚及びアイレベル外観1枚)
- (6) 基本設計スタディ模型の作成(近隣含む)(A1サイズ)
- (7) 打合せ記録簿(監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ)の作成
- (8) その他基本設計に必要な業務

9 実施設計業務の内容

実施設計業務(以下業務)の内容は、下表及び下記(1)から(22)までのとおりとする。

項目		業務内容
ア	要求等の確認	① 担当者の要求等の確認 実施設計に先立ち又は実施設計期間中、担当者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
		② 設計条件の変更等の場合の協議 基本設計の段階以降の状況の変化によって、担当者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、担当者との協議する。
イ	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	① 法令上の諸条件の調査 建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
		② 建築確認申請(計画通知)に係る関係機関との打合せ 実施設計に必要な範囲で、建築確認申請(計画通知)を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
ウ	実施設計方針の策定	① 総合検討 基本設計に基づき、意匠、構造、及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。

	② 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、担当者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	③ 実施設計方針の策定及び担当者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、担当者へ説明する。
エ	実施設計図書の作成	<p>① 実施設計図書の作成</p> <p>実施設計方針に基づき、担当者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。</p> <p>なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。</p>
	② 建築確認申請(計画通知)図書の作成	所管の官公庁等との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請(計画通知)図書を作成する。
オ	工事費の検討及び積算書の作成	当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を積算し、工事費積算書を作成する。
カ	実施設計内容の担当者への説明等	<p>実施設計を行っている間、担当者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について担当者の意向を確認する。</p> <p>また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を担当者へ提出し、担当者に対して、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p>

(1) 次に掲げるものを内容とする実施設計図の作成(特記仕様書を含む)

- ア 建築意匠設計図
- イ 建築構造設計図
- ウ 電気設備設計図
- エ 給排水衛生設備設計図
- オ 空気調和設備設計図
- カ 昇降機設備設計図
- キ ZEB詳細設計

(2) 計算書の作成(構造計算書、設備設計計算書、LCC計算書、騒音計算書、ZEBランク別比較計算書)

(3) 工事費積算書の作成

建設費・ライフサイクルコスト等、コスト削減の妥当性の検討を行った上で、営繕工事積算チェックマニュアル(令和6年版)に基づく数量算出チェックリスト及び積算数量調書チェックリスト(国土交通省大臣官房官庁営業部が公表しているものによる。)により、数量等の確認を行うこと。

(4) 数量調書の作成

(5) 見積書の作成(原則として3社以上とする。また、見積比較表を作成すること。)

(6) 透視図の作成

(A 2 額入り、着色のもの、鳥瞰図 1 枚及、アイレベル外観 2 枚及びアイレベル内観 2 枚)

(7) 模型の作成 (縮尺 1 / 3 0 0 程度)

(8) ヒアリングの実施

平面詳細図及び展開図等を作成し、施設管理者等に現地ヒアリングを行うこと。

(9) 建築基準法等関係法令に基づく必要な申請図書の作成及び申請手続きの業務

ア 建築基準法等関係法令に基づく必要な申請図書の作成

(ア) 受託者は、建築基準法等関係法令に適合させた図書を完成させるまでは、その責任において行わなければならない。

(イ) 確認申請 (計画通知) 後に「適合しない旨の通知」若しくは「決定できない通知」が交付された場合などの設計内容の瑕疵は、受託者の責任において、適合させなければならない。

(ウ) 構造設計・設備設計に関し、建築士法に基づき構造設計一級建築士・設備設計一級建築士が自ら設計を行うか、または法適合確認を行うこと。

イ 建築基準法等関係法令に基づく必要な申請手続きの業務

(ア) 受託者は、建築基準法等関係法令に基づく必要な申請手続き (提出、説明、照合、受領業務) を行わなければならない。

(イ) 当初における必要な許認可及び確認申請 (計画通知) (構造適合判定、設備適合判定を含む) 等の手数料は、受託者の負担とする。

(10) 改築検討懇談会、住民説明会等への参加及び資料の作成・印刷

(11) 議会説明用資料の作成

(12) 環境整備工事に関わる実施設計業務 (歩道状空地を含む)

(13) 建築に伴う道路整備のための実施設計・積算

ア 区画道路 1、3、4 号線については、区が提供する街区点 (計画) 及び道路座標 (計画) を基に、既存の道路施設には変更を加えず、拡幅部分を安全に通行するための仮舗装工事に必要な図面作成と工事費の積算を行う。

イ 区道の復旧および道路付属物の移設等については杉並土木事務所と立会・協議の上、決定する。

(14) 土質調査

(株) 建設資源広域利用センター等の受入れ品質基準に則り適合調査を行う。

(15) 地上デジタルテレビ放送及び衛星放送受信障害調査 (机上及び現地調査)

(16) 国庫補助申請等に係る関係資料の作成 (計画建物の壁芯図、現場実測写真帳、施設台帳図面作成等)

(17) ZEB Ready 以上を目指した環境に配慮した施設 (エコスクール) について調査、研究と具体案の提示

(18) 工事費抑制のための V E 提案業務

(19) L C C の詳細策定業務

(20) 打合せ記録簿 (監督員、建築確認申請及び消防、上下水道、ガス、電力、通信等の関係機関との打合せ) の作成

(21) その他実施設計に必要な業務

本仕様書に明記していない事項については、担当者と協議の上、業務の性格上当然必要なものは実施すること。

10 「杉並区設計審査会設置要綱」に基づく設計審査会（以下審査会）及び設計審査専門部会（以下部会）に関する業務

- (1) 審査会及び部会を各2回行う。時期及び詳細スケジュールは別途通知する。
- (2) 受託者は、審査会及び部会に必要な書類及び図面等を、担当者の指示により作成すること。
- (3) 審査会及び部会に対する計画概要の説明は担当者が行うが、審査会及び部会が必要と認めた場合には、受託者に対して意見・説明を求めることがある。この場合受託者は、審査会及び部会に協力しなければならない。
- (4) 受託者は、審査会及び部会の審査で指摘事項がある場合は、速やかに基本設計の内容を再検討し、さらに設計図書等の修正を行うこと。なお、受託者は、指摘事項に対して技術的な検討を行った結果、不合理な部分があると判断した場合には、担当者と協議の上、採否を再検討できる。
- (5) 指摘事項に基づき変更された設計にかかる受託者の責任は、変更しない設計案と同様とする。

11 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、担当者と連絡を取り、かつ、十分に打ち合わせをして業務の目的を達成しなければならない。また、その内容については、その都度受託者が書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 受託者は、担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて資料を作成するものとする。
- (3) 受託者は、担当者の指示に従い業務に必要な調査を行い、官公署、その他関係機関と協議のうえ、資料を作成するものとする。
- (4) 受託者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。
- (5) 受託者は、契約締結後速やかに設計業務計画書及び設計業務工程表を担当者に提出しなければならない。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに担当者に中間報告をし、十分な打ち合わせをしなければならない。
- (7) 業務に必要な資料は受託者に貸与する。下表は、貸与可能な既存建物に関する資料一覧。

資料名	データ形式
周辺道路測量資料	P D F
街区点(計画) (図及び座標一覧表)	P D F 及びエクセル
1・3・4 号線図面	P D F
1・3・4 号線縦断図	P D F

- (8) 図面の用紙及び縮尺は、担当者の承認を受けなければならない。

12 業務内容の疑義

受託者は、業務内容に疑義があるときは速やかに担当者の指示を受けなければならない。

13 その他関係法令・条例・仕様書等

担当者の指示による。

14 手続書類の提出

受託者は、担当技術者を定め、担当技術者及び協力会社について書面をもって届けるほか、担当者が指示する委託に必要な手続書類を提出しなければならない。

15 基本設計図書の提出

受託者は、基本設計完了時には、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

- | | | |
|-----|---------------------------------|----------|
| (1) | 基本設計図 | |
| (2) | 基本設計書 | 以上製本 12部 |
| (3) | 透視図（A 2、着色のもの、鳥瞰図1枚及びアイレベル外観2枚） | |
| (4) | 各種技術資料 | 一式 |
| (5) | 改築検討懇談会、住民説明会用資料 | 一式 |
| (6) | その他作成資料 | 一式 |
| (7) | スタディ模型 | 一式 |

また、設計図書については、下記のとおり電子データ（DVD等）を提出しなければならない。

- ・(1)、(6)の図面についてはJWW形式（JW_CAD Windows版）
- ・(1)～(7)のすべてによるものについてはPDF形式
- ・上記を含む、担当者の指示によるものについては指示された形式

注：電子データの提出にあたっては、コンピュータウイルスのチェックを必ず行うこと。

16 実施設計図書の提出

受託者は、業務完了時には、遅滞なく次の設計図書を提出しなければならない。

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| ア | 各実施設計図の白焼原図（A 3・押印のもの） | 1部 |
| イ | 各実施設計図の白焼製本（A 1） | 1部 |
| ウ | 各実施設計図の白焼製本（A 3） | 10部 |
| エ | 構造計算書 | 1部 |
| オ | 設備設計計算書 | 1部 |
| カ | 工事費積算書 | 1部 |
| キ | 数量調書 | 1部 |
| ク | 見積書 | 1部 |
| ケ | 既存建物解体工事に係わる設計図書 | 一式 |
| コ | 透視図（A 2額入り） | 一式 |
| サ | 模型 | 一式 |
| シ | その他作成資料 | 一式 |

また、設計図書については、下記のとおり電子データ（DVD等）を提出しなければならない。
実施設計図書について

- ・ア～ウの図面についてはJWW形式（JW_CAD Windows版）
- ・カの工事費積算書についてはRIBC2形式
（RIBC2とは(財)建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。）
- ・ア～コ・サのすべてについてはPDF形式
- ・上記を含む、担当者の指示によるものについては指示された形式

注：電子データの提出にあたっては、コンピュータウイルスのチェックを必ず行うこと。

17 経年調査の立会い

受託者は、工事竣工後おおむね一年後及び二年後に行う経年調査（瑕疵調査）に立合うこと。

18 設計に関する標準業務に付随する標準外の業務について

本仕様書に明記されていない内容について、追加的な業務が発生した場合には、担当者と協議の上、履行すること。

19 著作権の譲渡等

- (1) 受託者は成果物が、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受託者は、成果物が著作物に該当するしないにかかわらず、当該成果物の内容を委託者の承諾を受けた上で、自由に公表することができる。

20 秘密の保持

受託者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに区から提供を受けた関係資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。

建築士法第 22 条の 3 の 3 に定める記載事項

対象となる建築物の概要	仕様書による
-------------	--------

業務の種類、内容及び方法	仕様書による
--------------	--------

作成する設計図書の種類	仕様書による
-------------	--------

※建築設計業務の場合。

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	仕様書による
-------------------------------------	--------

※建築工事監理業務の場合。

受託者の建築士事務所登録に関する事項	
建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	
開設者氏名	(法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名)

設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】:
【資格】:() 建築士 【登録番号】:

【氏名】:
【資格】:() 建築士 【登録番号】:

(建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者)
【氏名】:
【資格】:() 設備士 【登録番号】:
() 建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

設計・工事監理の一部の再委託先（協力事務所）	委託者の承諾を得た「技術者及び協力会社」による。
------------------------	--------------------------

(注) 契約後に記載事項の変更が生じる場合は、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。

主管課担当